

匝瑳市 次世代育成支援行動計画(後期計画)



平成 22 年3月

匝瑳市

はじめに

次世代育成支援対策推進法が平成15年に制定され、平成17年度から10年間で次世代支援対策を迅速かつ重点的に行うために、県、市町村、企業に次世代育成支援行動計画の策定が義務付けられました。



本市では、平成16年度に合併前の旧八日市場市と旧野栄町で次世代育成支援前期行動計画（前期計画）が策定され、平成18年に合併により匝瑳市が誕生した際に、それぞれの計画を統合して匝瑳市前期計画と位置付けて、分野横断的に各種施策を実施してきました。

前期計画が本年度をもって終了することから昨年度に実施したアンケート調査結果及び前期計画の検証結果を基にして、後期計画を策定いたしました。

この後期計画は平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間としています。国の指針に即して策定し、前期計画から継承した基本理念「子ども一人ひとりの輝きを慈しみ育てる喜びを、実感できるまちづくり」の下、3つの基本目標「子育て支援の充実と子育てをみんなで支えるまちづくり」、「子どもが安心して成長できるまちづくり」、「健やかな命を育てる親となるための支援をするまちづくり」を掲げ、分野別の施策を定めています。

具体的には、子育てサポートシステム、子ども医療費助成事業の段階的拡大、放課後児童クラブの充実を図り、21世紀を担う子供たちの夢を育む周辺環境を確立・整備し、希望のある豊かなまちづくり、「新生匝瑳」を実現するものです。

この計画を指針として、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育まれる環境づくりに取り組んでまいりますので、市民、企業・団体等、皆様のご協力をお願いいたします。

計画策定にあたって、アンケート調査へご協力いただいた皆様、貴重なご意見をいただきました匝瑳市次世代育成支援行動計画策定委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成22年3月

匝瑳市長 **太田 安規**

目次

総論

第1章 計画の策定にあたって	3
第1節 計画策定の背景および目的.....	3
第2節 計画の対象.....	4
第3節 関連する計画と位置付け.....	4
第4節 計画の期間.....	4
第5節 計画の策定体制.....	5
第6節 計画の視点と施策の方向性.....	6
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題	8
第1節 匝瑳市の現状.....	8
第2節 子育て家庭や子どもの状況.....	12
第3節 アンケート調査のまとめと課題.....	18
第3章 計画のめざすもの	29
第1節 基本理念.....	29
第2節 基本目標.....	30
第3節 施策の体系.....	32

分野別施策の展開

第1章 子育て支援の充実と子育てをみんなで支えるまちづくり	35
第1節 子育て家庭への支援.....	35
第2節 子育て・子育てを地域で支える意識づくり.....	44
第3節 地域社会における子育て支援体制づくり.....	45
第4節 仕事と子育てが両立できる環境の整備.....	47
第5節 支援を必要とする子どもと家庭への取り組みの推進.....	50
第2章 子どもが安全で安心して成長できるまちづくり	55
第1節 子育てを支援する生活環境の整備.....	55
第2節 安全対策の推進.....	57
第3章 健やかないのちを育める親となるための支援をするまちづくり	60
第1節 親と子どもの健康の確保・増進.....	60
第2節 子どもたちの健康の確保.....	69
第3節 子どもが健やかに育つための環境づくり.....	71
第4章 目標事業量	81
第1節 目標事業量.....	81
第5章 行動計画の推進に向けて	84
第1節 計画の普及・啓発.....	84
第2節 関係団体・関係機関の連携.....	84
第3節 地域社会の役割.....	84
第4節 計画の策定後の点検・推進体制.....	85

資料編

1. 匝瑳市次世代育成支援行動計画策定検討委員会規則.....	89
2. 匝瑳市次世代育成支援行動計画策定検討委員名簿.....	90
3. 策定経過.....	91
4. 用語説明.....	92

総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景および目的

わが国は、全国的に少子化が進行し、平成17年には、総人口が初めて「自然減」に転じ、予想を上回る速さで人口減少社会を迎えています。また、少子高齢化が急速に進む中、子育てにおける不安や孤立を抱える保護者の増加、家庭や地域の養育力の低下、子どもの安全や健全な育成など、様々な課題への対応が求められており、子育て中の親や子どもを支援する次世代育成に関する施策の充実を図ることが急務となっています。

また、少子化対策だけでなく、母子健康面からの支援と向上を図り、児童の福祉を保護することを目的として、市町村が主体となって平成8年に「母子保健計画」を策定することが取り決められ、平成12年には「健やか親子21」として再検討が行われました。

平成15年には「次世代育成支援対策推進法」と「少子化社会対策基本法」が制定され、次世代育成支援対策推進法では、平成17年度から10年間の集中的・計画的な少子化対策を推進するため、全国の都道府県、市町村や事業主に対して行動計画の策定が義務付けられました。母子保健計画については、市町村行動計画の一部として組み込むことが適当とされましたが、市町村行動計画策定にあたっては、すでに策定・見直しが行われている母子保健計画を踏まえることが適当とされています。

また、平成11年に策定された新エンゼルプランに代わる新たなプランとして、「少子化社会対策大綱」に基づく「子ども・子育て応援プラン」が平成16年に策定されたほか、平成19年末には『子どもと家族を応援する日本』重点戦略』がとりまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の2つが重要な取り組みとして示されています。

本市における子育て支援対策の取り組みとしては、平成17年に当時の八日市場市、野栄町において、次世代育成支援行動計画の前期計画（平成17年度～平成21年度）を策定し、各種子育て支援策を推進してきました。

その後、平成18年1月に2市町が合併して新しく匝瑳市が誕生し、新市の前期計画として継承してきました。

後期計画については、国による新たな指針を盛り込んでいくとともに、平成20年3月に策定された「匝瑳市総合計画」によって示された方向性を踏まえ、各種子育て支援施策について本市における事業展開の方向性を検討した上で、平成22年度から平成26年度における施策の基本方針と事業内容を定めたものです。

本計画は、策定に先立って実施したアンケート調査の結果などを踏まえ、必要な子育て支援策を体系化し、市全体においてバランスのとれた事業の展開と、家庭、学校、地域社会、関係団体、企業等と連携して子どもを生み育てやすいまちづくりの推進を図っていくものです。

第2節 計画の対象

本計画は市内のすべての子どもとその家庭、地域や事業所、関係団体、行政機関等、地域を構成するすべての個人と団体を対象としています。また、本計画では、児童福祉法第4条の規定により「子ども」の年齢を満18歳未満とします。

第3節 関連する計画と位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定による法定計画であり、平成17年度から10年間の次世代育成支援のための集中的・計画的な取り組みについて、国の「行動計画策定指針」および「千葉県次世代育成支援行動計画」等を踏まえた本市の行動計画（後期計画）となっています。

また、本計画は「匝瑳市総合計画」を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図りながら、市のあらゆる分野で子育て支援策を展開し、子どもを生み育てやすいまちづくりを推進していくための指針となるものです。

第4節 計画の期間

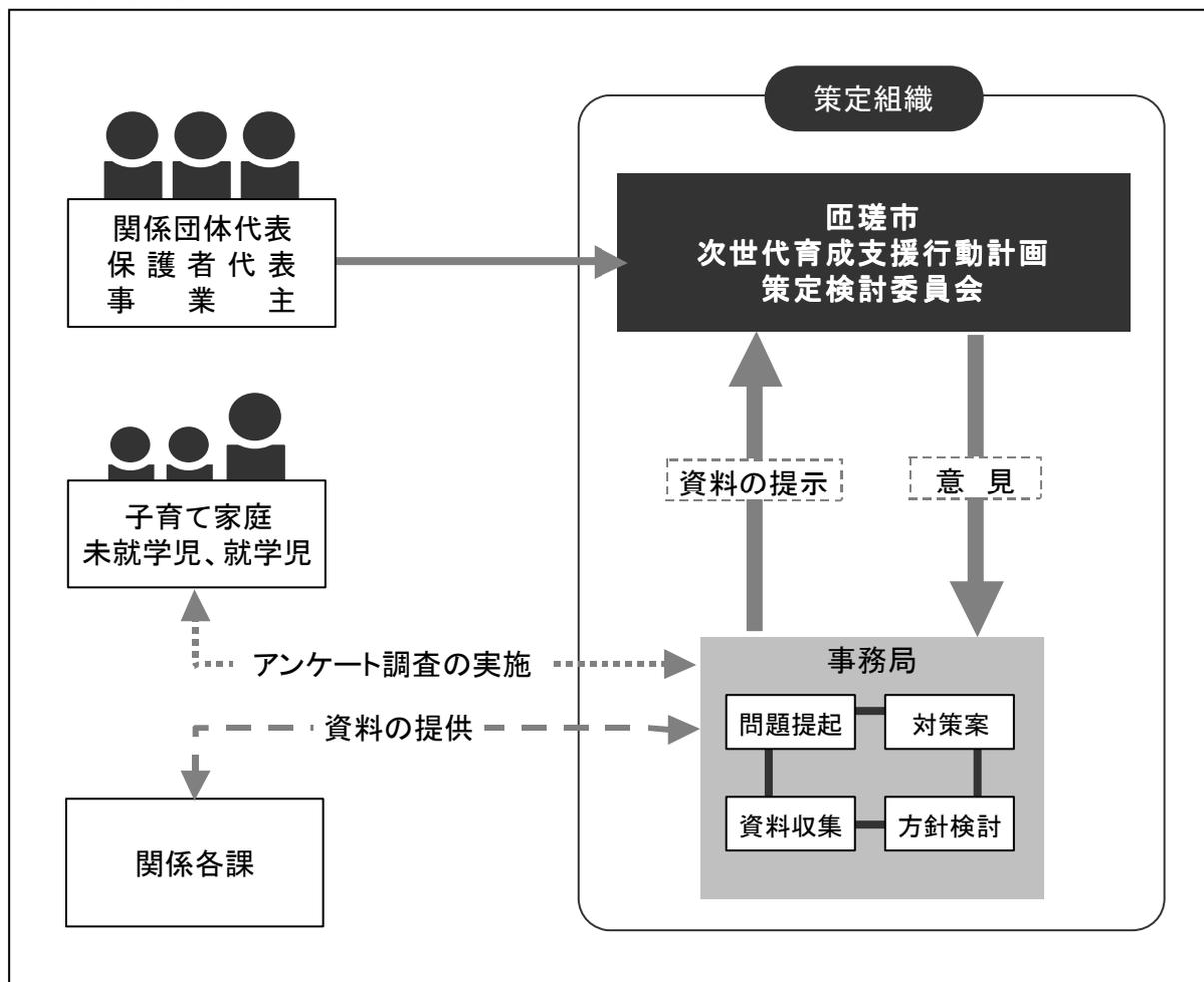
後期計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適時必要な見直しを行います。

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
旧市町	前期計画									
匝瑳市					● 計画の見直し	後期計画				

第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査を実施し、関係団体代表や市民代表からなる「次世代育成支援行動計画策定検討委員会」を設置し、意見を聴取しました。

■計画の策定体制



第6節 計画の視点と施策の方向性

国の「行動計画策定指針」に基づくとともに、前期行動計画に引き続き、本市が取り組むべき計画の基本的な視点及び施策の方向性を次のように整理します。

【基本的視点】

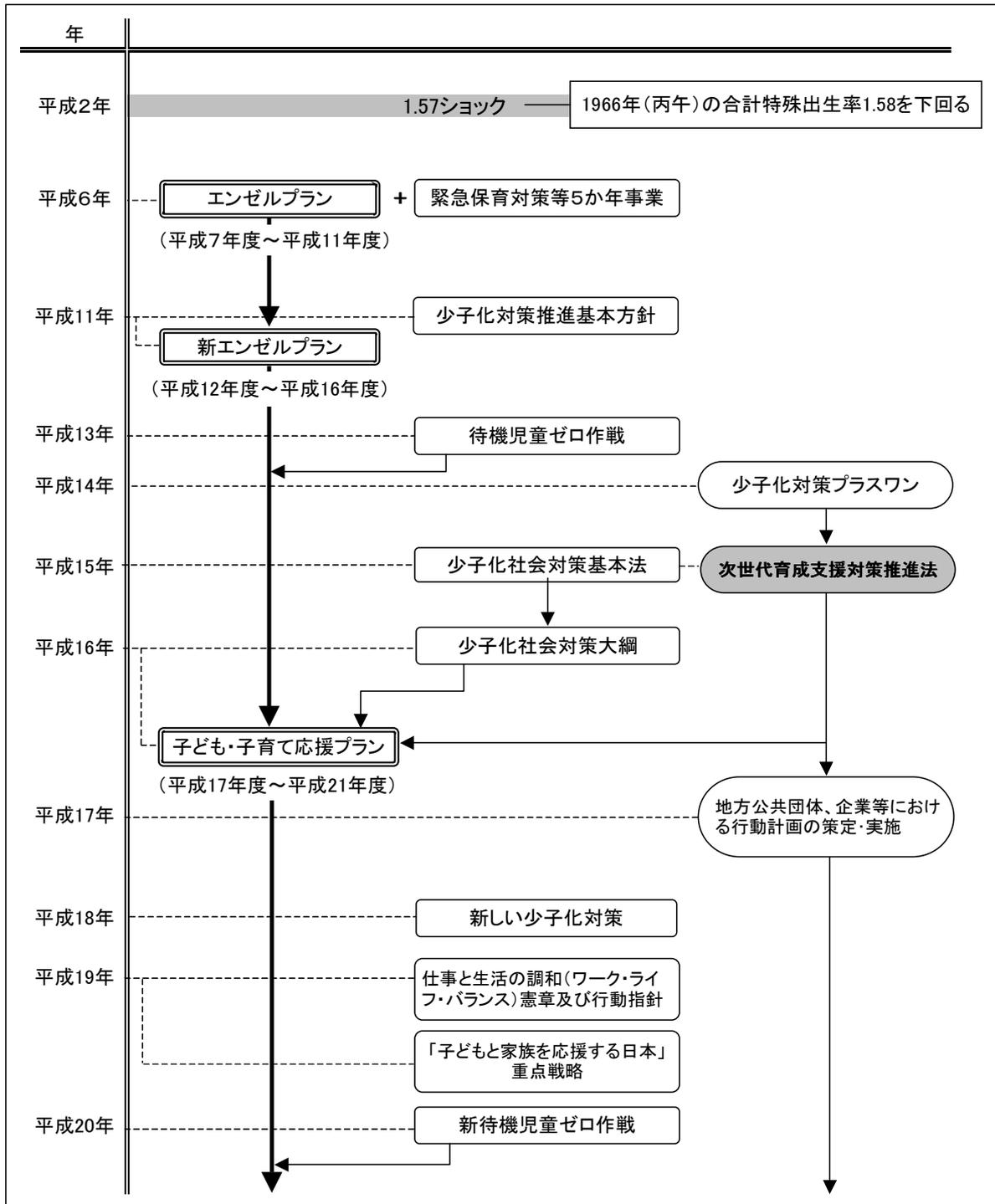
- | | |
|------------------|-------------------------|
| 1. 子どもの視点 | 6. すべての子どもと家庭への支援の視点 |
| 2. 次代の親づくりという視点 | 7. 地域における社会資源の効果的な活用の視点 |
| 3. サービス利用者の視点 | 8. サービスの質の視点 |
| 4. 社会全体による支援の視点 | 9. 地域特性の視点 |
| 5. 仕事と生活の調和実現の視点 | |



【施策の方向性および概要】

- 1. 職業生活と家庭生活との両立に向けた支援**
すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる、多様な働き方の選択のための広報・啓発活動及び情報提供
- 2. 子育て環境の変化に対応した柔軟な支援**
子育てに伴う経済的負担の軽減や、働く時間等に対応した多様な子育てサービスの提供
- 3. 地域で共にわかちあう子育ての支援**
子育て中の家庭の孤立化を防ぎ、すべての市民が子育てへの関心・理解を高め、共に子育てをわかちあう地域づくり
- 4. 子育てを支援する生活環境の整備**
子育てを担う若い世代への適切な教育機会や情報提供、良好な居住環境の確保や、道路・公園等の整備を通じた集いの場の提供
- 5. 子どもの心身の健やかな成長を育む教育環境の整備**
豊かで健やかな心身の育成に向けた環境づくりと、家庭の大切さや子どもを生き育てることの意義の啓発
- 6. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進**
妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通じた、母と子の健康の確保と、食育の推進
- 7. 子どもの安全・安心の確保**
犯罪や交通事故等の被害から子どもを守るための安全・安心の確保と推進
- 8. きめ細やかな対応が必要な子どもへの適切な取り組みの推進**
児童虐待の防止に向けた多岐にわたる対応と、ひとり親家庭や障害児等への健全な成長・発達を促すための支援

【参考：国の少子化対策・次世代育成対策の流れ】



第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

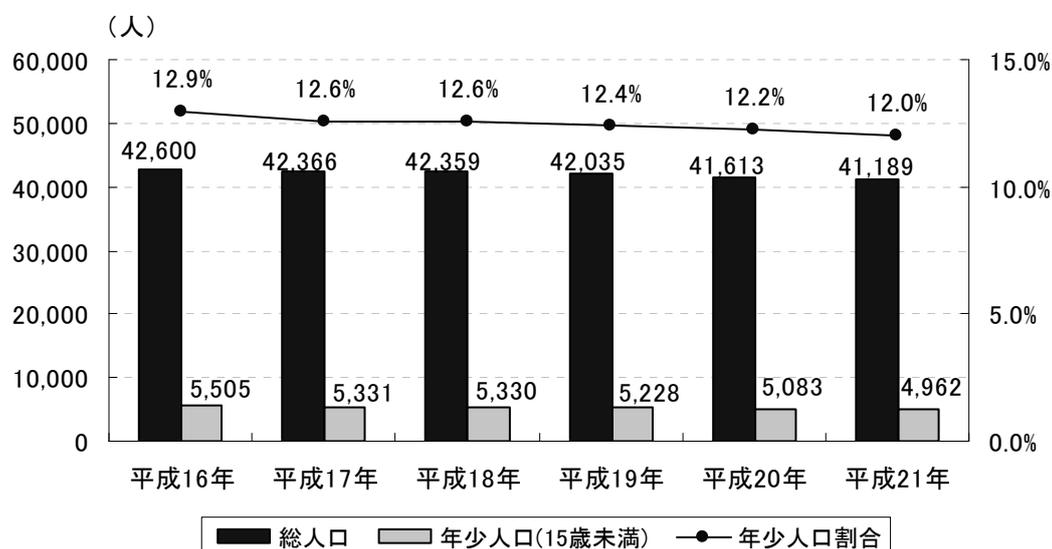
第1節 匝瑳市の現状

1. 総人口の推移

総人口の推移を見てみると平成16年以降、減少傾向にあり、5年間で1,411人減少しています。また年少人口も減少しており、5年間で543人減少しています。

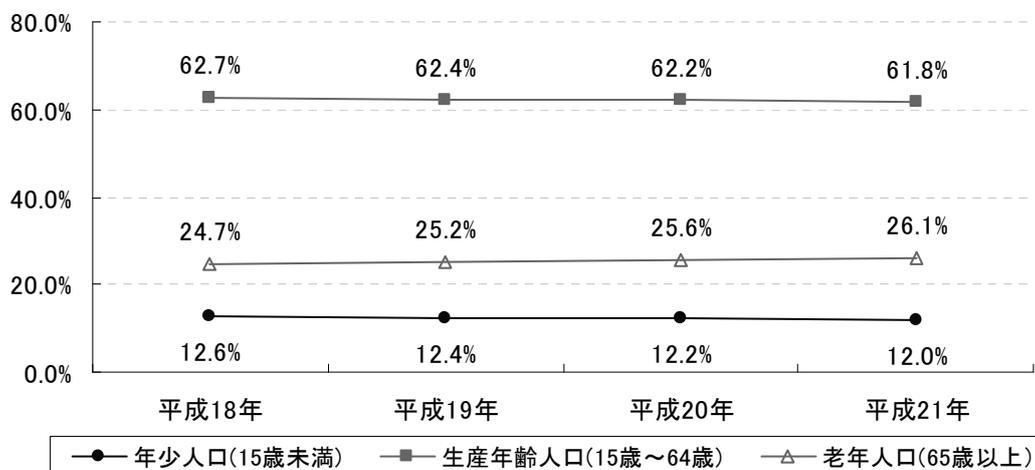
年齢3区分人口構成比の推移を見ると、年少人口は減少傾向にあり、老年人口は増加傾向にあることから、少子高齢化の進行がうかがえます。

■総人口と年少人口の推移



(資料：住民基本台帳各年4月1日現在・外国人登録人口含む)

■年齢3区分人口構成比の推移



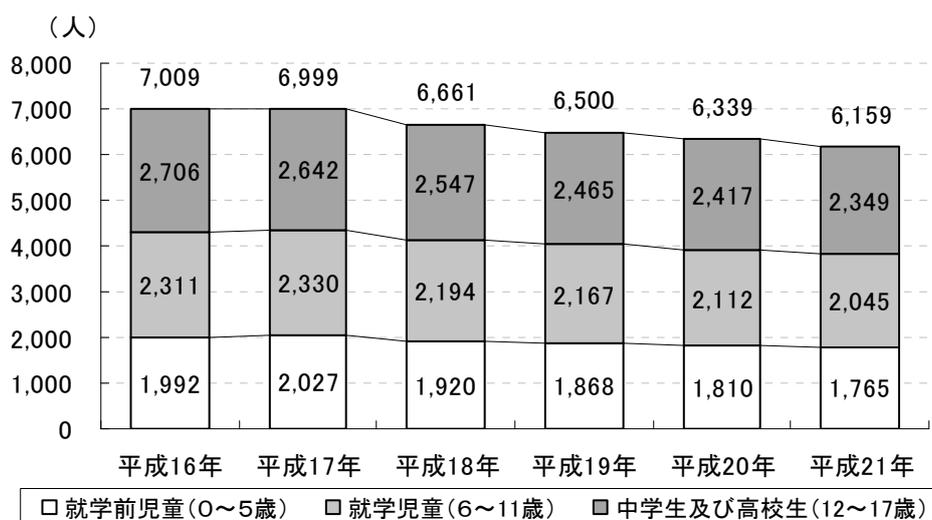
(資料：住民基本台帳各年4月1日現在・外国人登録人口含む)

2. 子ども人口の推移と将来予測

(1) 18歳未満の子ども人口の推移

18歳未満の子ども人口は、0～5歳、6～11歳、12～17歳共に減少しています。18歳未満の子ども人口は平成21年で6,159人となっており、平成16年から比べて850人減少しています。

■年齢別子ども人口の推移

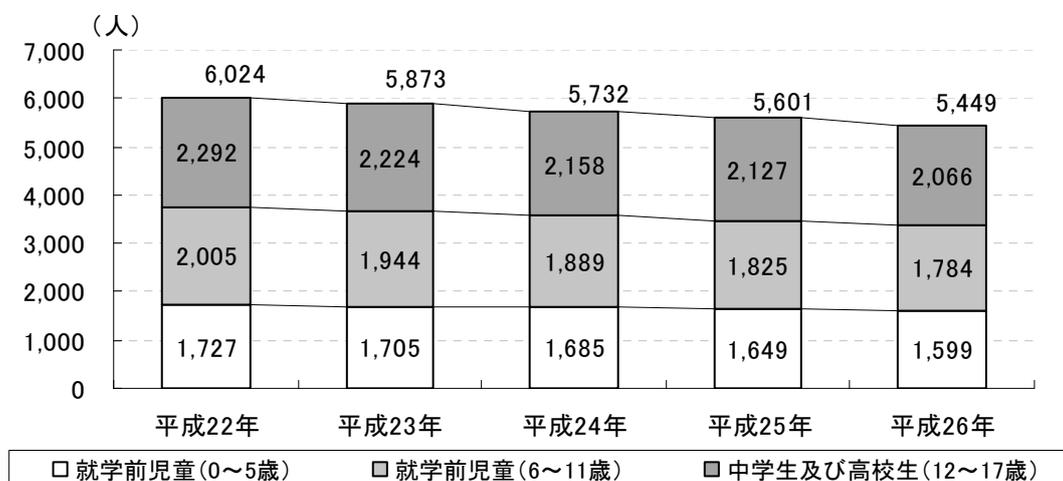


(資料：住民基本台帳各年4月1日・外国人登録人口含む)

(2) 18歳未満の子ども人口の将来予測

18歳未満の子ども人口は平成26年までに減少していく見込みです。年齢別で見ても平成22年から計画最終年度の平成26年には575人減少し、5,449人になると見込まれます。

■年齢別子ども人口の推計



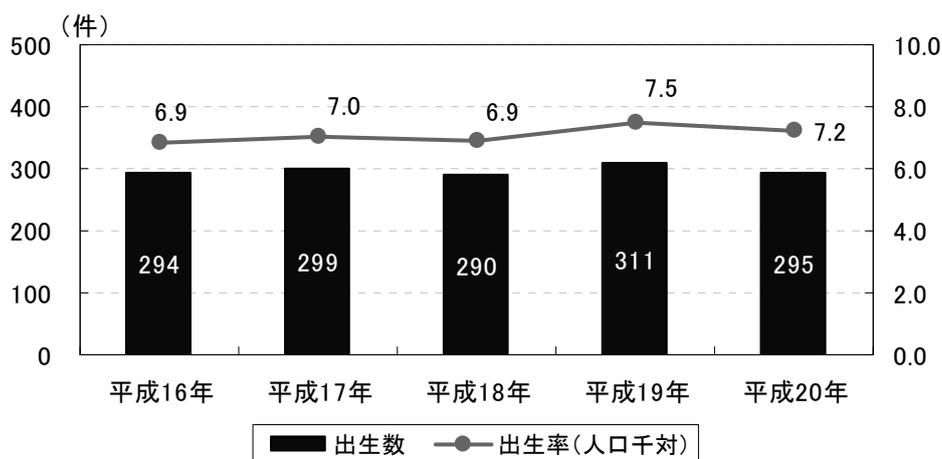
(平成18～21年の実数を基にコーホート変化率法によって推計)

3. 出生数と合計特殊出生率

(1) 出生数と普通出生率の推移

出生数は平成18年までは横ばいで推移していましたが、平成19年に増加に転じ、平成20年には再び減少しました。普通出生率については、平成18年まで横ばいでしたが、平成19年には7.5と増加し、平成20年には7.2に減少しています。

■出生数と普通出生率の推移

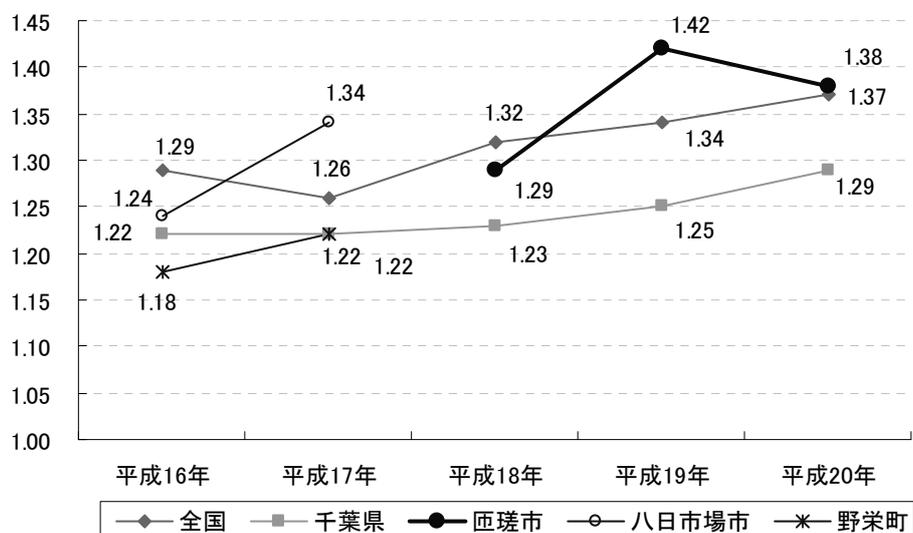


(資料：千葉県人口動態統計)

(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、年によって大きく増減はあるものの、平成20年には1.38と全国、千葉県よりも高くなっています。

■合計特殊出生率の推移



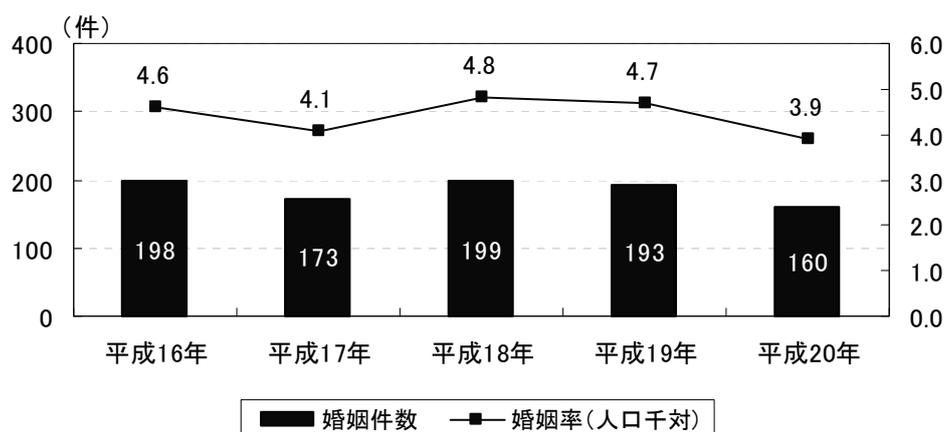
(資料：千葉県人口動態統計)

4. 婚姻の動向

(1) 婚姻の状況

婚姻件数については、平成17年の173件を除く平成16年から平成19年の間で190件前後とおおむね横ばい傾向で推移していましたが、平成20年には160件と大幅に減少し、婚姻率もそれに伴い3.9と過去4年間で最も低くなっています。

■婚姻件数と婚姻率の推移

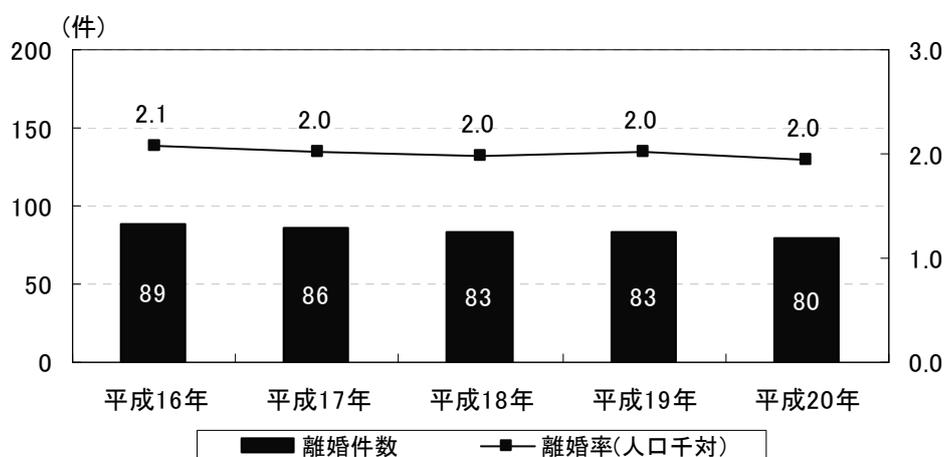


(資料：千葉県人口動態統計)

(2) 離婚の状況

離婚件数、離婚率については、平成16年から平成20年までほぼ横ばいで推移しています。

■離婚件数と離婚率の推移



(資料：千葉県人口動態統計)

第2節 子育て家庭や子どもの状況

1. 世帯数の推移

世帯数は、増加傾向にあります。1世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成2年の3.83人から平成17年では3.27人と0.56人減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

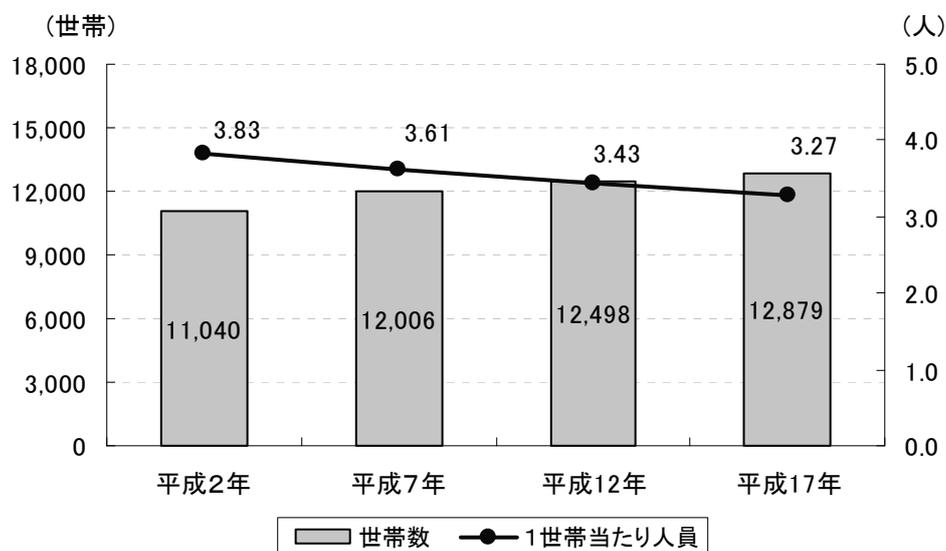
子どものいる世帯数の推移を見ると、18歳未満の子どものいる世帯数と6歳未満の子どものいる世帯数共に減少傾向にあります。

また、子どものいる世帯の家族類型の推移を見ると、18歳未満の子どものいる世帯における核家族世帯は平成2年の36.1%から平成17年の45.4%と増加傾向にあり、三世帯・その他家族世帯においては、平成2年の63.8%から平成17年の54.6%に減少しています。

6歳未満の子どものいる世帯における核家族世帯については、平成2年の32.2%から平成17年の48.3%と増加傾向にあり、三世帯・その他家族世帯においては平成2年の67.8%から平成17年の51.7%に減少しています。

ひとり親世帯については、18歳未満の子どものいる世帯が増加しています。

■世帯数と1世帯当たり人員の推移



(資料：国勢調査)

■子どものいる世帯数の推移

(世帯)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯	10,953	11,991	12,423	12,667
18歳未満の子どものいる世帯	5,123	4,765	4,335	3,896
	46.8%	39.7%	34.9%	30.8%
6歳未満の子どものいる世帯	1,877	1,787	1,647	1,481
	17.1%	14.9%	13.3%	11.7%

(資料：国勢調査)

■子どものいる世帯の家族類型の推移

(世帯)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
18歳未満の子どものいる世帯	5,123	5,882	4,335	3,896
核家族世帯	1,849	1,850	1,829	1,770
	36.1%	38.8%	42.2%	45.4%
ひとり親世帯	185	186	217	239
	3.6%	3.9%	5.0%	6.1%
三世代・その他家族世帯	3,271	2,913	2,506	2,126
	63.8%	61.1%	57.8%	54.6%
6歳未満の子どものいる世帯	1,877	1,787	1,647	1,481
核家族世帯	604	669	729	716
	32.2%	37.4%	44.3%	48.3%
ひとり親世帯	29	30	54	41
	1.5%	1.7%	3.3%	2.8%
三世代・その他家族世帯	1,273	1,118	918	765
	67.8%	62.6%	55.7%	51.7%

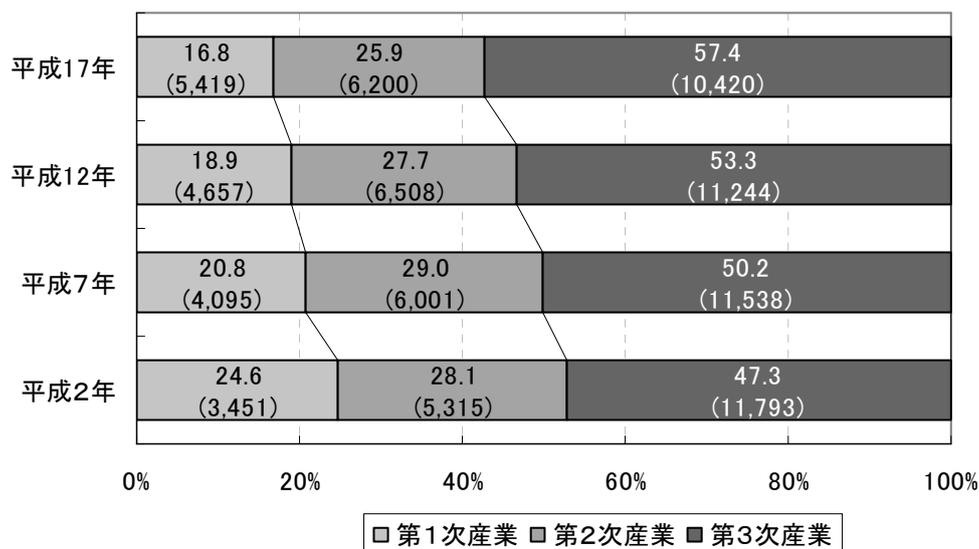
(資料：国勢調査)

2. 産業と雇用の状況

(1) 産業構造別就業割合の推移

産業別就業人口の推移について見ると、第1次産業、第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が上昇しています。

■産業構造別就業割合の推移

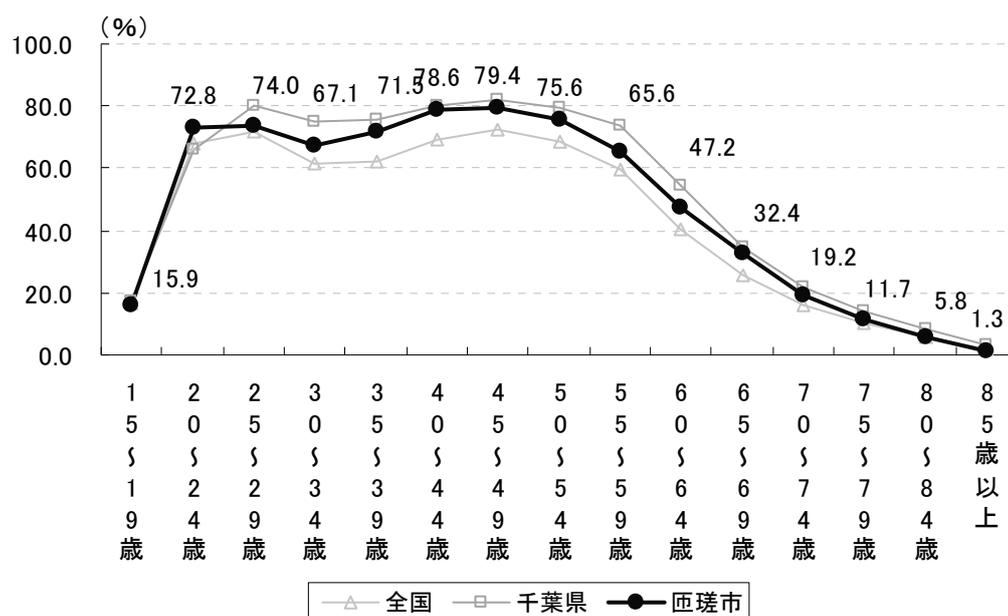


(資料：国勢調査)

(2) 女性の就労状況

平成17年の女性の就労率は、30～34歳と67.1%で最も低くなるM字曲線を描いています。

■女性の就労状況



(資料：平成17年国勢調査)

3. 園児・児童・生徒数の状況

(1) 保育所（園）の状況

本市には、公立保育所が5か所（平成22年からは4か所）、私立保育園が7か所あります。入所児童数は平成17年以降減少傾向にあり、平成21年には776人と平成17年と比べて59人減少しています。

年齢別の入所児童数を見ると、1歳児の入所が増加しています。

■保育所（園）の入所状況の推移

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
保育所(園)数	公立	5	5	5	5	5	
	私立	7	7	7	7	7	
定員数	公立	360	360	360	360	360	
	私立	540	540	540	540	540	
入所児童数	公立	240	233	246	219	219	
	私立	595	591	607	582	557	
内訳	公立	産休明け～6か月	1	0	1	1	0
		0歳児	2	6	2	0	2
		1歳児	17	16	23	14	24
		2歳児	34	39	34	31	22
		3歳児	58	54	62	56	48
		4歳児	66	57	62	58	61
		5歳児	62	61	62	59	62
	私立	産休明け～6か月	0	4	5	7	5
		0歳児	14	15	10	18	17
		1歳児	47	49	59	51	76
		2歳児	110	91	102	100	88
		3歳児	152	158	131	117	124
		4歳児	166	138	162	126	128
		5歳児	106	136	138	163	119

(資料：福祉課)

■保育所（園）の児童数と入所率の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
入所児童数	835	824	853	801	776
定員	900				
入所率	92.8%	91.6%	94.8%	89.0%	86.2%

(資料：福祉課)

(2) 幼稚園の状況

本市には、公立の幼稚園が2か所、私立の幼稚園が1か所あります。
園児数は平成17年以降、横ばいの状況にあります。

■幼稚園の園児数の推移

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
3歳児		30	40	48	53	50
4歳児		50	69	63	75	69
5歳児		119	93	70	65	79
合計		199	202	181	193	198
施設数	公立	3	3	3	2	2
	私立	1	1	1	1	1

(資料：学校教育課)

(3) 児童・生徒の状況

本市には公立小学校が12校、中学校が3校あります。

小学校の児童数は平成16年以降減少しており、平成20年では2,096人と平成16年と比べて227人減少しています。

中学校の生徒数は平成16年以降ゆるやかに減少しており、平成20年では1,159人と平成16年と比べて101人減少しています。

■小学校の児童数の推移

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
児童数	男子	1,143	1,112	1,093	1,100	1,096
	女子	1,180	1,141	1,096	1,051	1,000
	合計	2,323	2,253	2,189	2,151	2,096

(資料：学校教育課)

■中学校の生徒数の推移

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
生徒数	男子	621	617	597	577	550
	女子	639	632	611	604	609
	合計	1,260	1,249	1,208	1,181	1,159

(資料：学校教育課)

4. 子ども・子育てをめぐる問題の動向

(1) 児童虐待相談取り扱い件数

全国的に児童虐待相談の取り扱い件数は増加している中、千葉県、銚子管内においても増加の傾向にあり、県では平成20年の相談件数が2,376件と平成16年度と比べて約2.1倍に増加しています。銚子管内でも平成20年の相談件数は99件となっており、平成16年と比べて約1.8倍に増加しています。

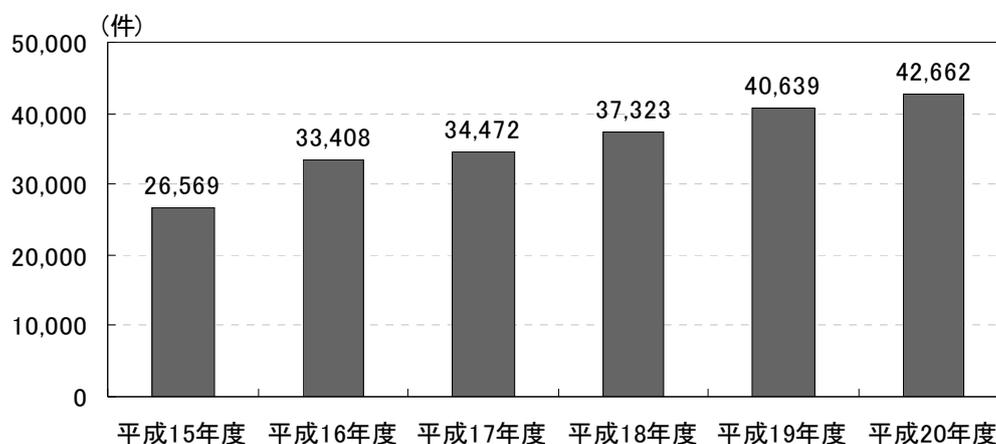
一方で、匝瑳市では平成17年以降は年々減少していましたが、平成20年では5件と前年度より増加しています。

■児童虐待相談取り扱い件数の推移

	平成16年度		平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	銚子管内	県	匝瑳市	銚子管内	県	匝瑳市	銚子管内	県	匝瑳市	銚子管内	県	匝瑳市	銚子管内	県
身体的虐待	27	513	9	63	507	5	50	519	1	52	662	2	39	858
保護の怠慢	18	403	9	45	458	0	36	441	1	25	542	3	42	758
性的虐待	0	32	0	2	45	0	2	46	0	1	52	0	3	54
心理的虐待	9	172	0	10	169	1	11	252	0	13	404	0	15	706
合計	54	1,120	18	120	1,179	6	99	1,258	2	91	1,660	5	99	2,376

(資料：福祉課)

■児童虐待相談対応件数の推移（全国）



(資料：厚生労働省「福祉行政報告例」)

(2) いじめ・不登校の状況

いじめ件数、不登校件数については、平成18年をピークに減少傾向にあります。

■いじめ・不登校件数の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
いじめ件数	7	40	24	18
不登校件数	22	43	30	27

(資料：学校教育課)

第3節 アンケート調査のまとめと課題

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画（本計画）の策定のため、未就学児と就学児のいる家庭を対象に、サービスの利用状況や意向、および生活実態などを把握し策定資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(2) 主な調査の項目

未就学児のいる家庭	就学児のいる家庭
<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の属性 ・保護者の就労状況 ・母親の妊娠時の状況 ・保育サービスの利用について ・土・日の保育について ・病児・病後児保育について ・一時預かりについて ・宿泊を伴う一時預かりについて ・次年度以降の学童保育の利用について ・仕事と子育てについて ・子育て支援サービスの認知度・利用意向について ・子育ての不安と悩みについて ・子どもとの外出、子どもの遊び場について ・理想の子ども数について ・地域社会への関わりについて ・施策全般について 	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の属性 ・保護者の就労状況 ・放課後や休日の過ごし方について ・病児・病後児保育について ・一時預かりについて ・宿泊を伴う一時預かりについて ・仕事と子育てについて ・子育て支援サービスの認知度・利用意向について ・子どもの健康や発達について ・子育ての不安と悩みについて ・理想の子ども数について ・地域社会への関わりについて ・子どもの医療について ・施策全般について

(3) 回収結果

	配布数	回収数	回収率
未就学児のいる家庭	900 人	767 人	85.2%
就学児のいる家庭	1,600 人	1,444 人	90.2%

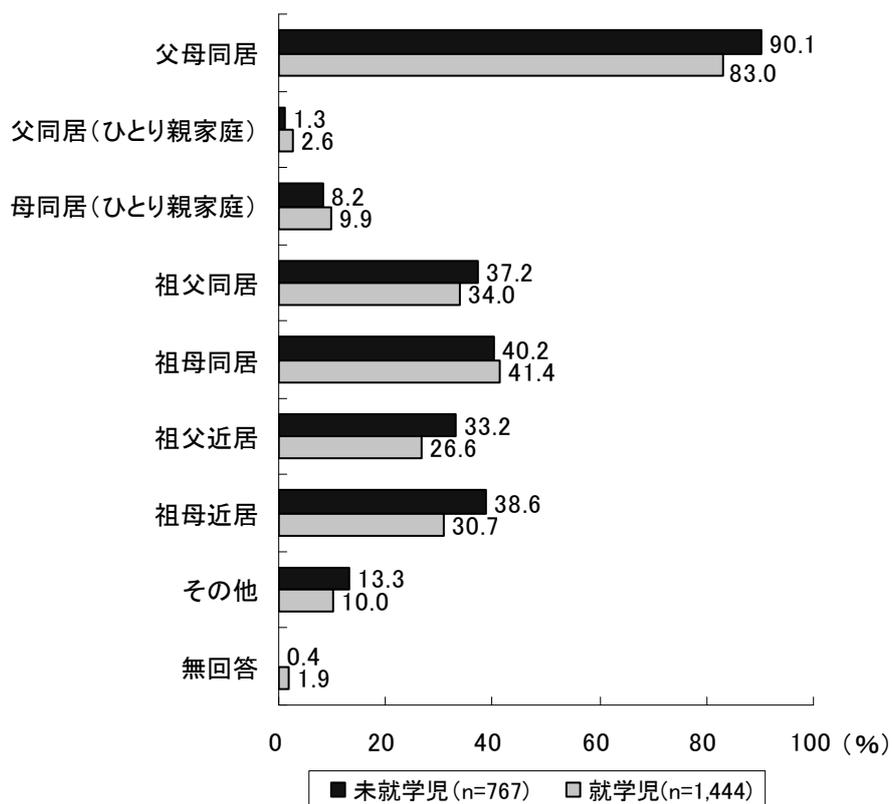
2. 調査結果の概要

(1) 近居・同居の状況

近居・同居の状況について見ると、「父母同居」が未就学児 90.1%で、就学児で 83.0%と最も多くなっています。

次いで「祖母同居」が、未就学児で 40.2%、就学児で 41.4%と多くなっています。

■近居・同居の状況（複数回答）

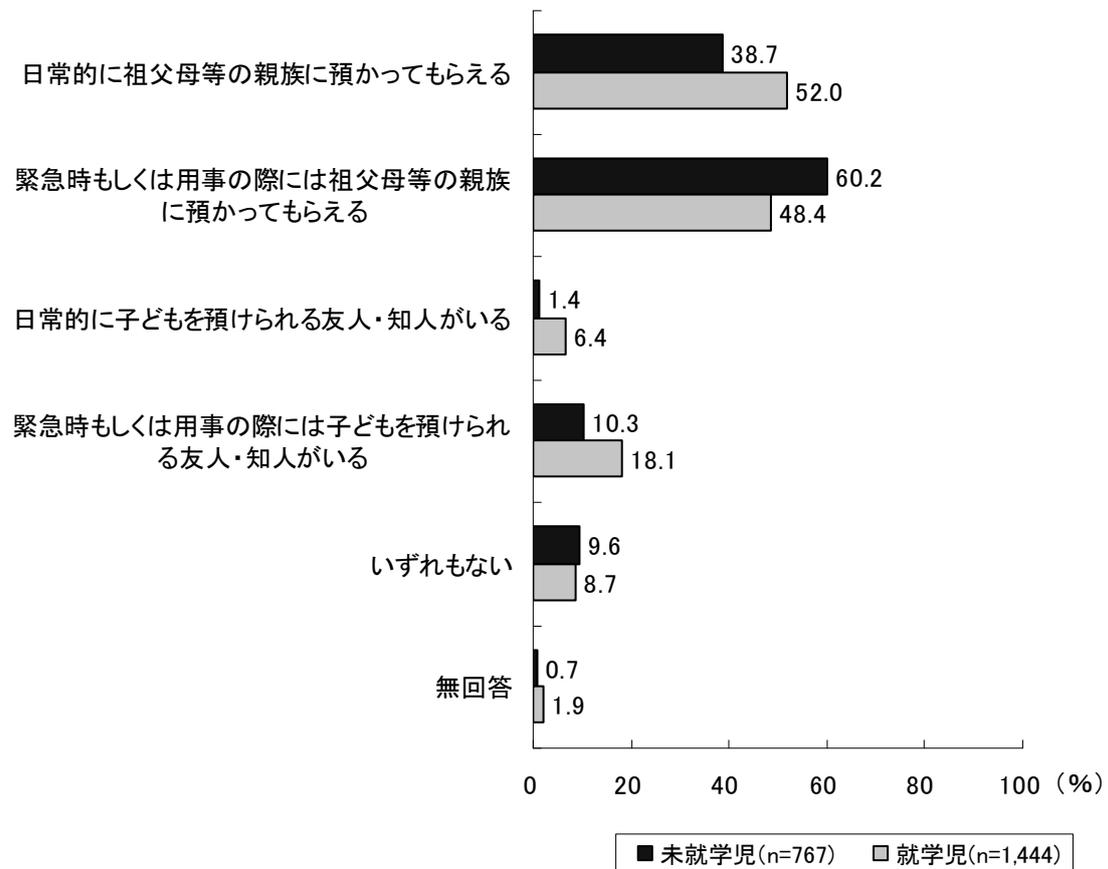


(2) 預かってもらえる人の有無

預かってもらえる人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が未就学児で 60.2%、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」では、就学児で 52.0%とそれぞれ最も多くなっています。

また、「いずれもない」については、未就学児で 9.6%、就学児で 8.7%となっています。

■ 預かってもらえる人の有無（複数回答）

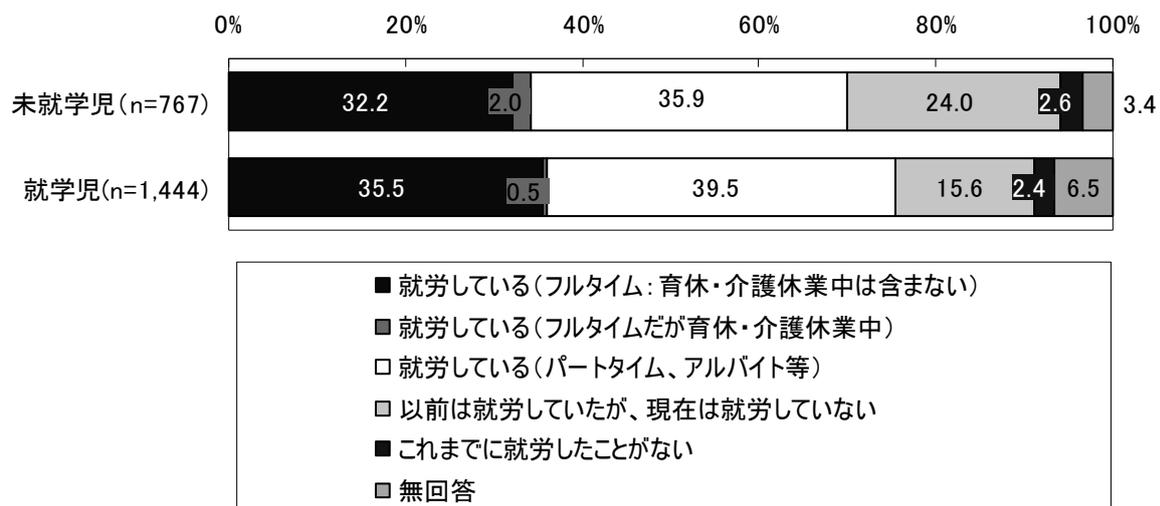


(3) 母親の就労状況

母親の就労状況については、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」が未就学児で35.9%、就学児で39.5%と最も多くなっています。

また、未就学児、就学児共に母親の7割以上が就労しています。

■ 母親の就労状況（単数回答）

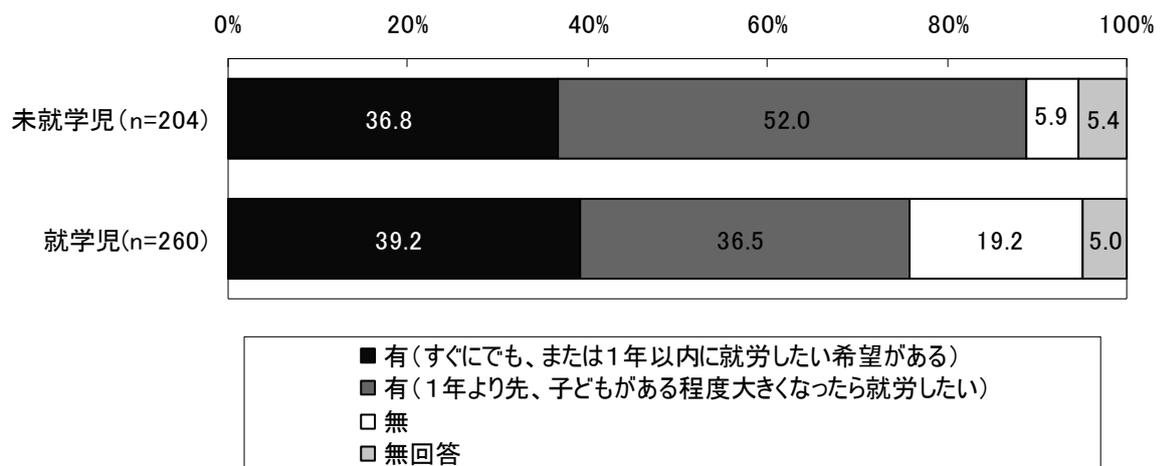


(4) 就労していない母親の就労希望、希望する就労形態

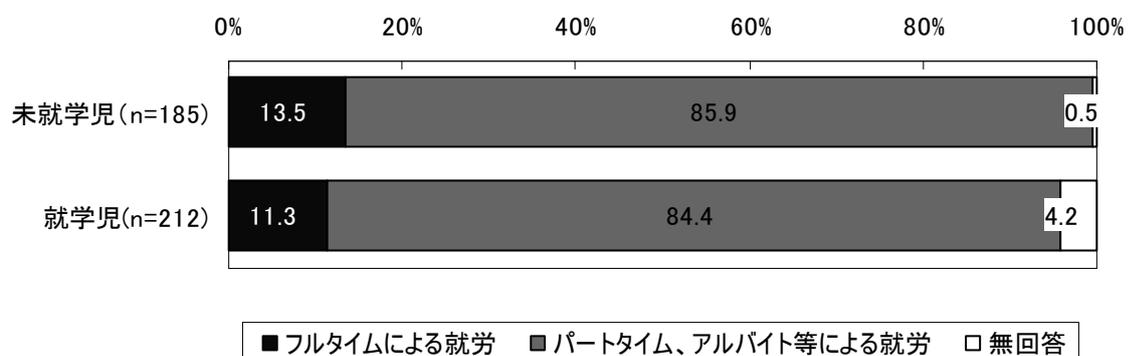
現在、就労していない母親の就労希望を見ると、「有（1年より先、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」が未就学児で52.0%、「有（すぐにでも、または1年以内に就労したい希望がある）」が就学児で39.2%とそれぞれ最も多くなっています。

希望する就労形態については、「パートタイム、アルバイト等による就労」が、未就学児で85.9%、就学児で84.4%と、それぞれ8割以上を占めています。

■現在、就労していない母親の就労希望（単数回答）



■希望する就労形態（単数回答）



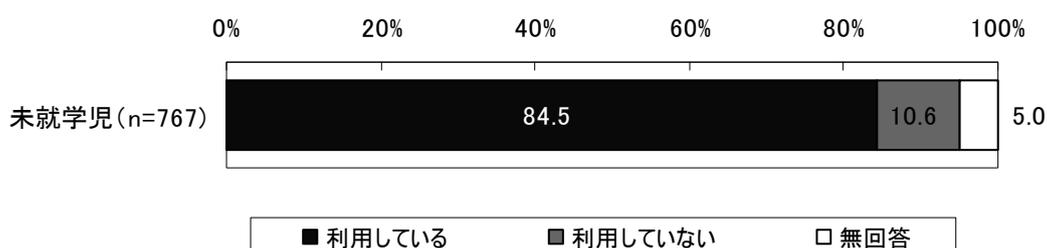
(5) 保育サービスの利用について（未就学児）

保育サービスの利用の有無については、「利用している」が84.5%となっています。

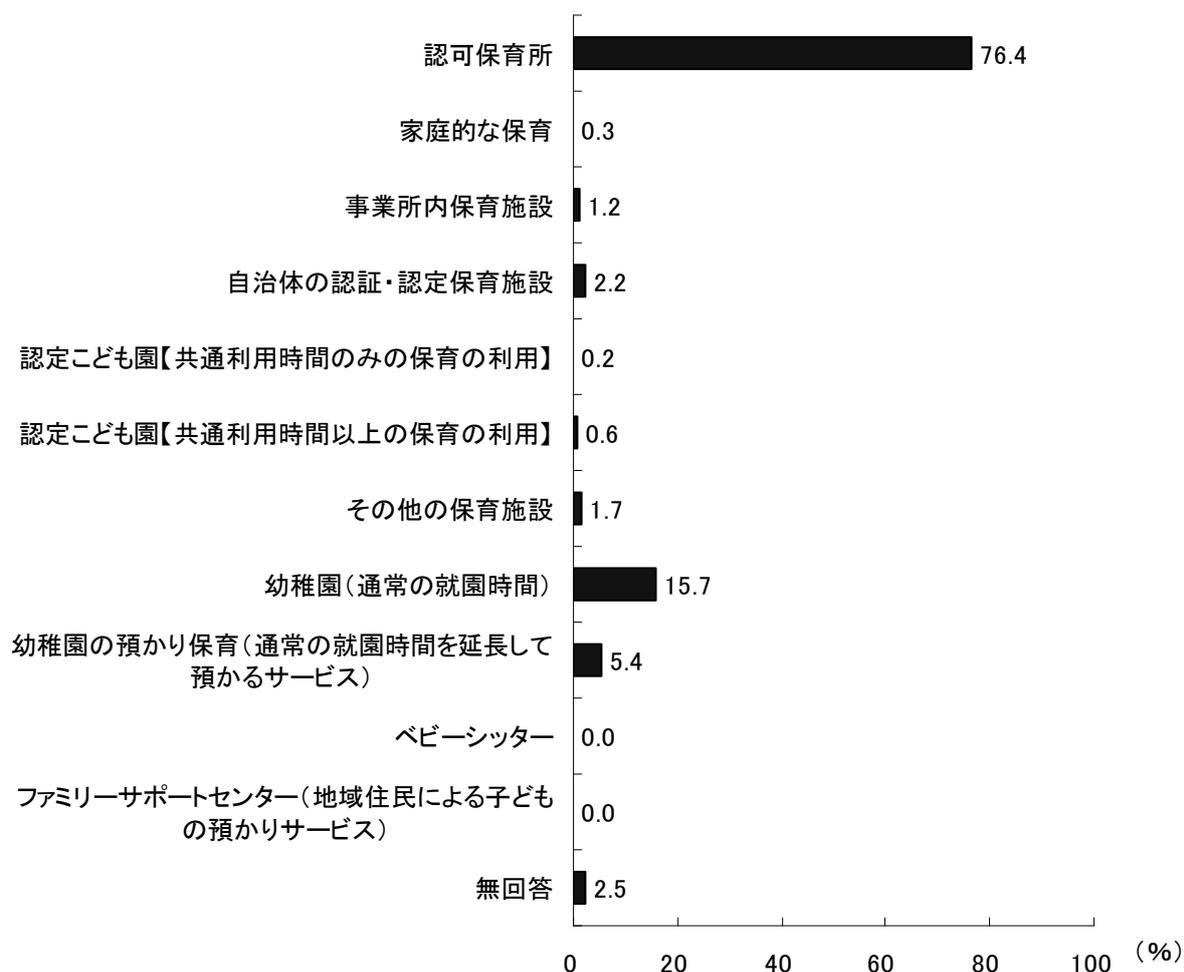
現在利用している保育サービスについては、「認可保育所」が76.4%と最も多くなっています。

できれば利用したい保育サービスについては、「病児・病後児保育」が27.4%と最も多く、次いで「特にない」が24.8%、「一時預かり」が17.9%、「認可保育所」が16.2%となっています。

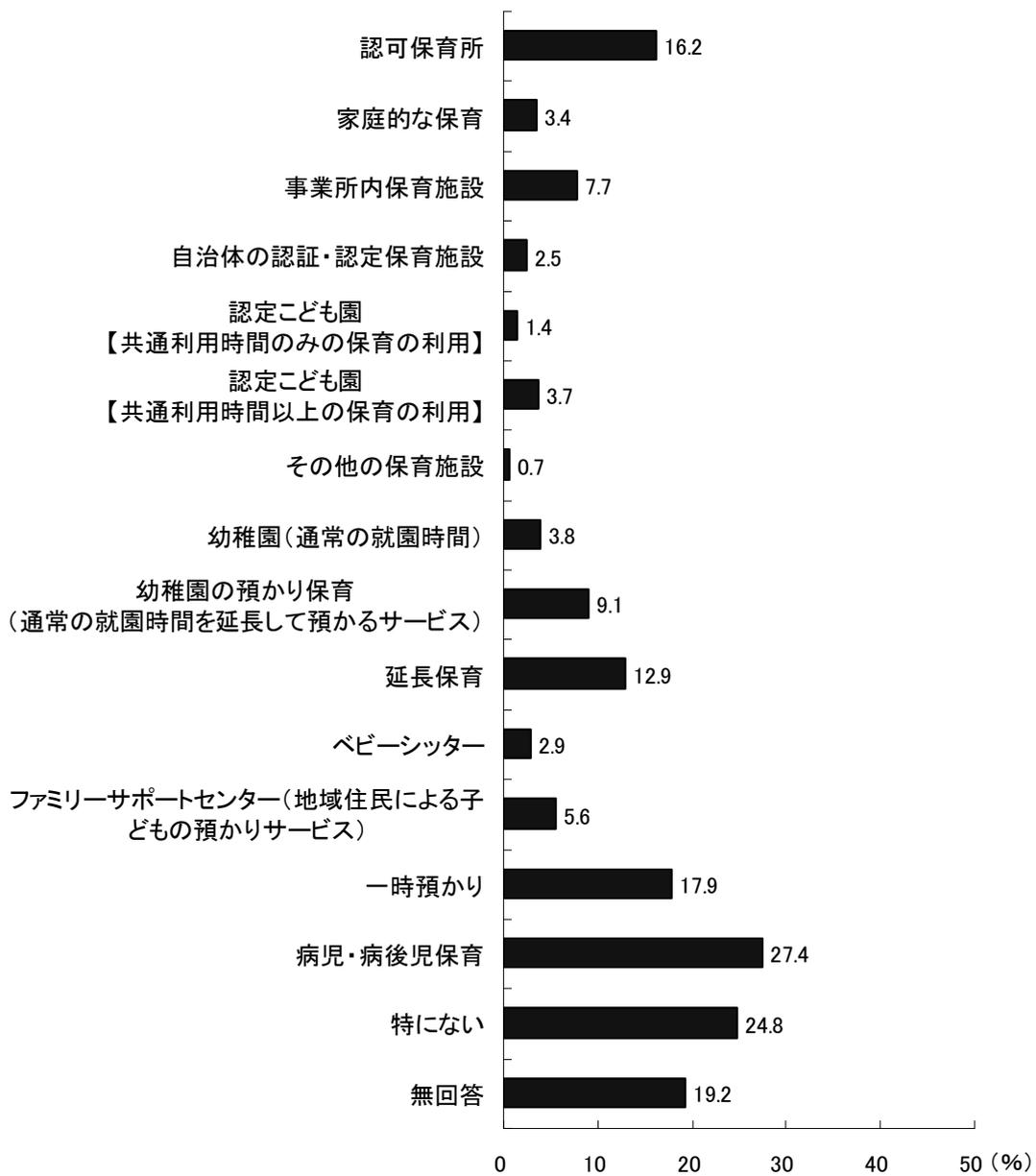
■保育サービスの利用の有無（単数回答）



■現在利用している保育サービス（複数回答）（n=648）



■できれば利用したい保育サービス（複数回答）（n=767）

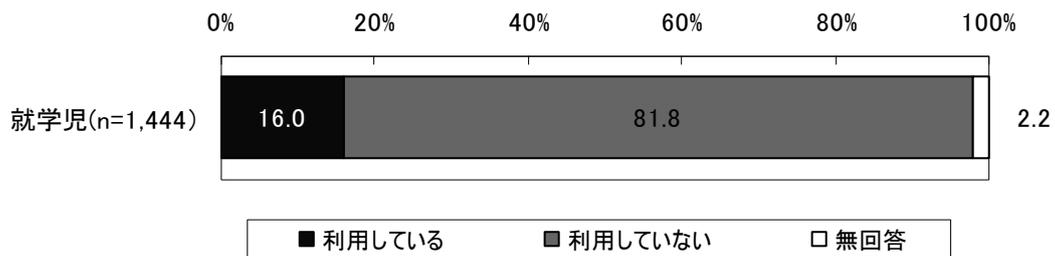


(6) 放課後児童クラブについて (就学児)

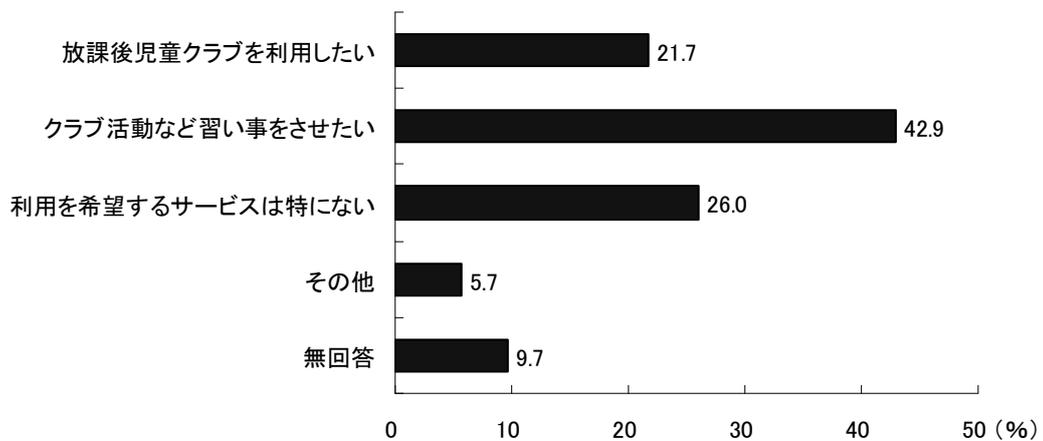
放課後児童クラブの利用については、「利用している」が16.0%となっています。

小学校4年生以降の放課後の過ごし方については、「クラブ活動など習い事をさせたい」が42.9%と最も多く、次いで、「利用を希望するサービスは特にない」が26.0%、「放課後児童クラブを利用したい」が21.7%となっています。

■放課後児童クラブの利用について (単数回答)



■小学校4年生以降の放課後の過ごし方について (複数回答) (n=1,444)



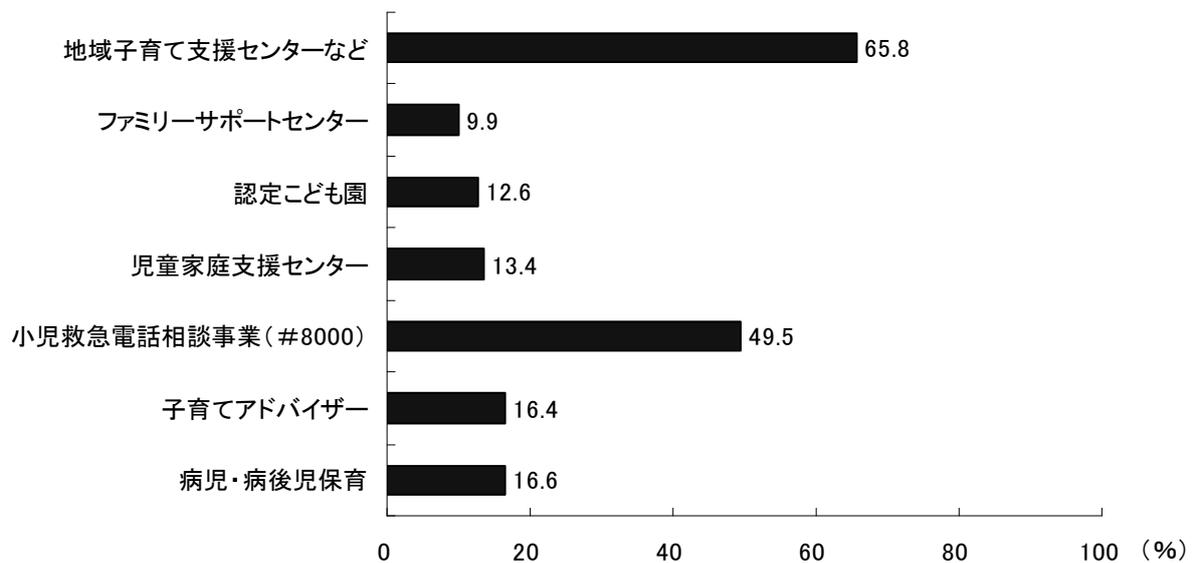
(7) 子育て支援サービスの認知度

未就学児の子育て支援サービスの認知度については、「地域子育て支援センターなど」が65.8%と最も多く、次いで「小児救急電話相談事業（#8000）」が49.5%となっています。

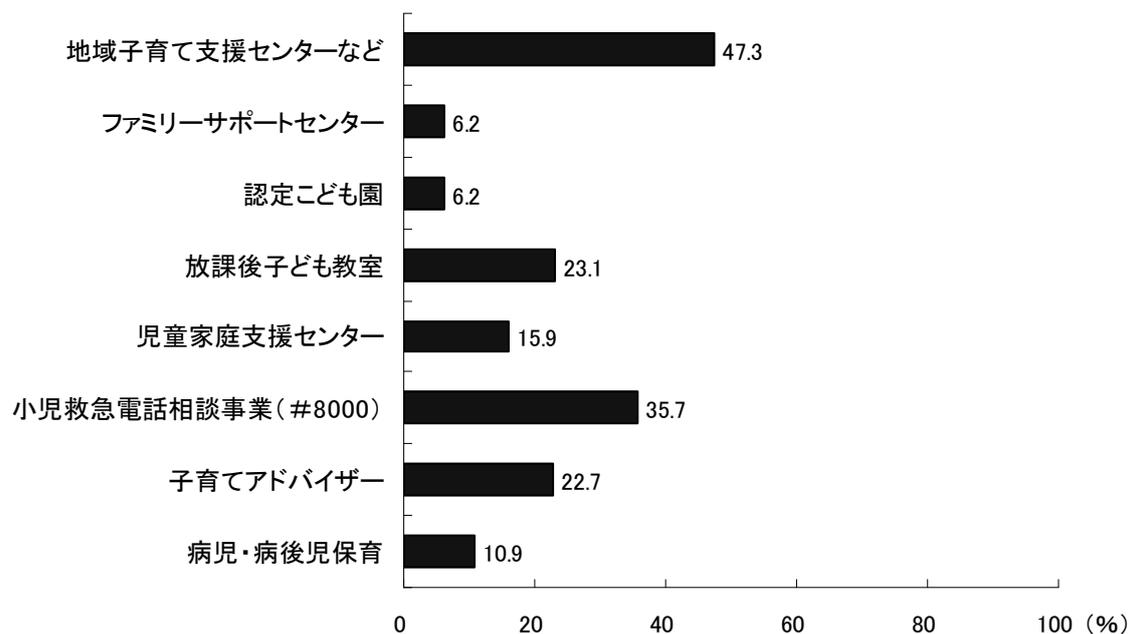
就学児の子育て支援サービスの認知度については、「地域子育て支援センターなど」が47.3%と最も多く、次いで「小児救急電話相談事業（#8000）」が35.7%、「放課後子ども教室」が23.1%、「子育てアドバイザー」が22.7%となっています。

■単数回答

《未就学児(n=767)》



《就学児(n=1,444)》

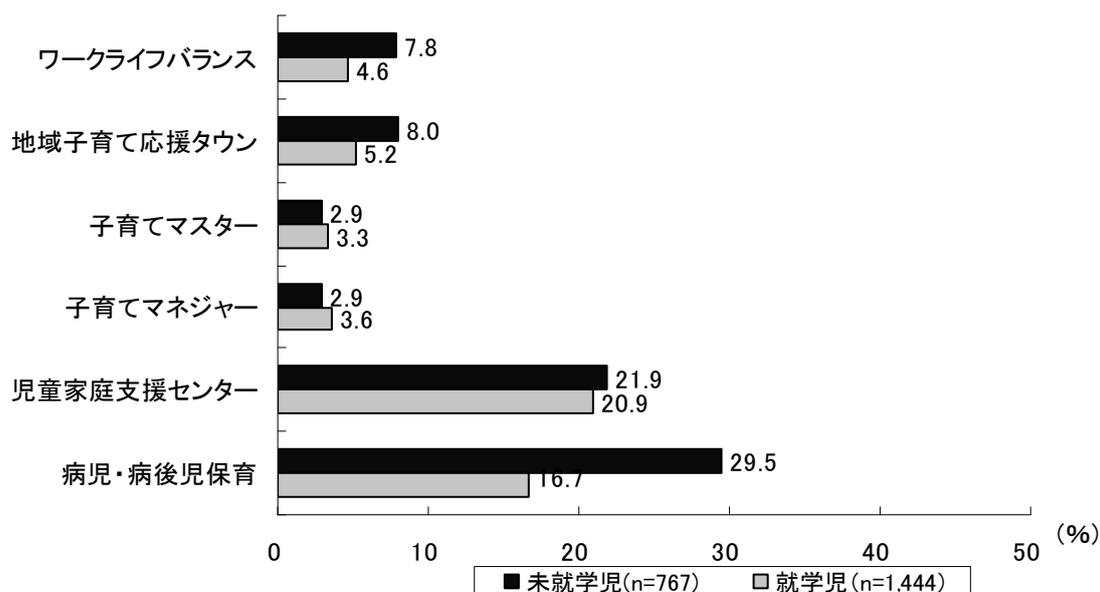


(8) 子育て支援に関する言葉の認知度（聞いたことがある）

子育て支援に関する言葉の認知度については、「病児・病後児保育」が未就学児で29.5%と最も多く、就学児と比べると12.8ポイント多くなっています。

また、「子育てマスター」、「子育てマネジャー」は5%未満で認知度は極端に低くなっています。

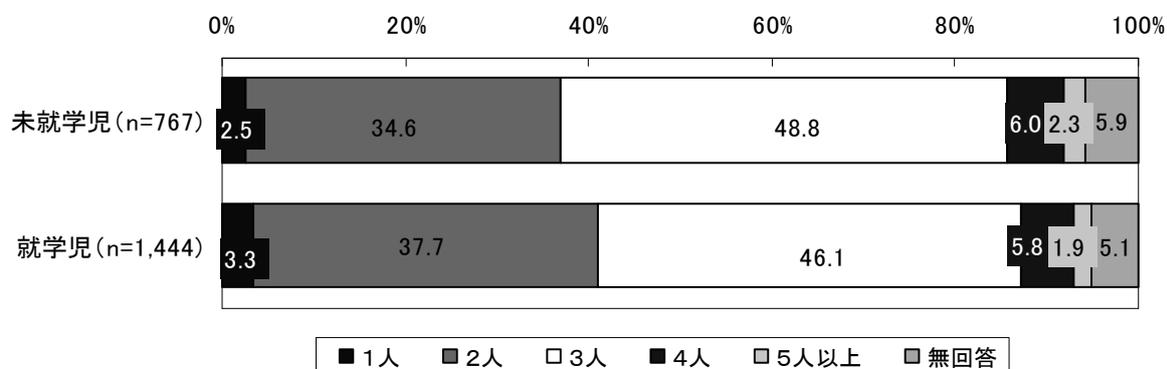
■聞いたことがある子育て支援に関する言葉（単数回答）



(9) 理想の子どもの数

理想の子どもの数については、「3人」が未就学児で48.8%、就学児で46.1%と最も多くなっています。

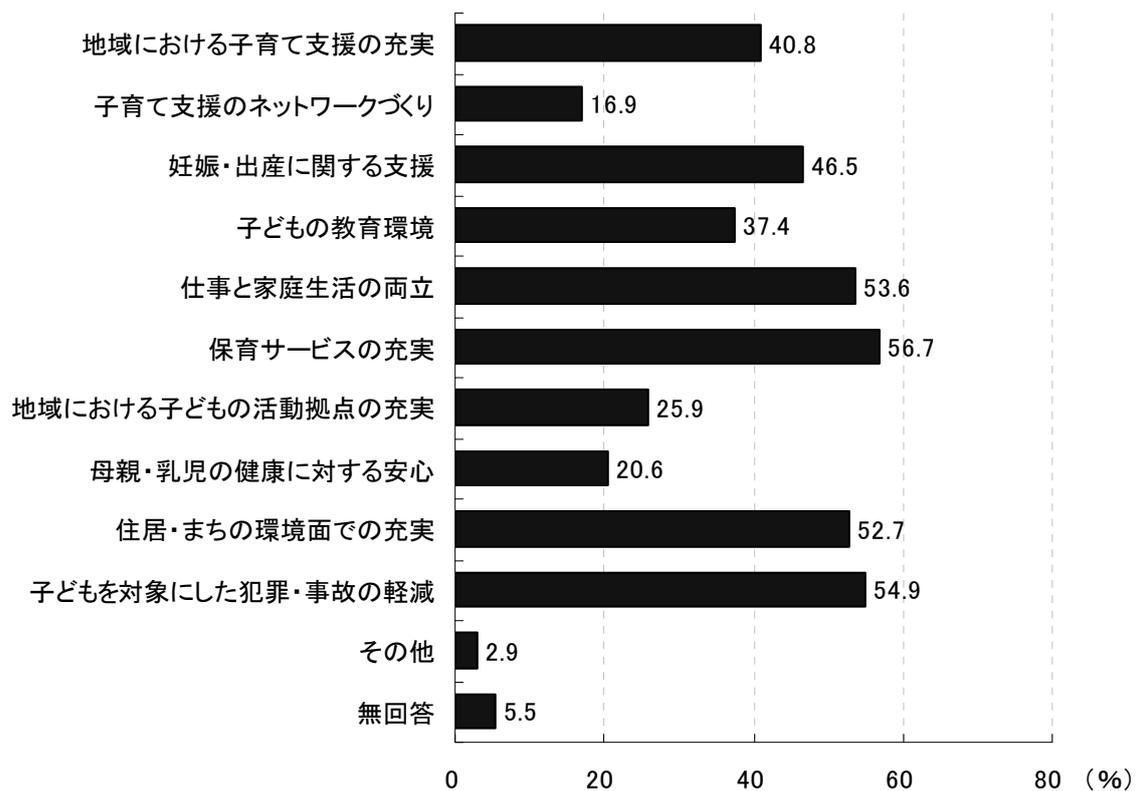
■理想の子どもの数（数量回答）



(10) 市の子育て支援施策について（未就学児）

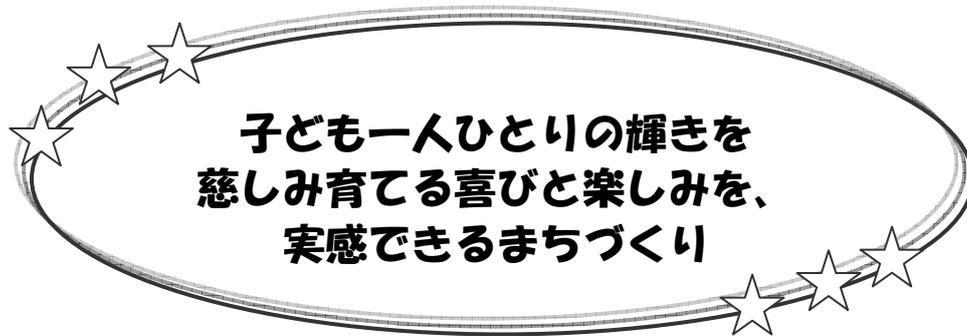
有効と感じる市の子育て支援施策については、「保育サービスの充実」が 56.7%と最も多く、次いで「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が 54.9%、「仕事と家庭生活の両立」が 53.6%、「住居・まちの環境面での充実」が 52.7%と多くなっています。

■有効と感じる市の子育て支援施策（複数回答）（n=767）



第3章 計画のめざすもの

第1節 基本理念



全国的に核家族化の進行、女性の社会進出などによる共働き家庭の増加や、地域社会のつながりの希薄化などにより子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。また、育児の孤立化や乳幼児とのふれあい経験がないままに親となる者の増加など、家庭や地域における子育て力の低下が問題となっています。孤立した家庭の中で母親への育児の責任は大変大きな負担となっており、時には虐待へ発展してしまう場合もあるなど、子育て自体が大きな負担となり子どもを健やかに育てていくことが難しくなっています。

このことから、改めて子どもと子育て家庭を市や地域全体で支援していく必要があります。

親が抱える子育てへの不安や悩みを、親だけの問題とするのではなく、すべての市民・地域共通の問題として捉え、協働して取り組んでいくことが重要です。

今後、現在親となっている人や将来親となる人が、子育てに対して喜びや楽しみを実感できるよう、地域全体で子どもとその家庭を支援します。また、子どもたちも一人ひとりが安心してのびのびと育つまちづくりをめざし、「子ども一人ひとりの輝きを慈しみ育てる喜びと楽しみを、実感できるまちづくり」を本計画の基本理念とします。

第2節 基本目標

「子ども一人ひとりの輝きを慈しみ育てる喜びと楽しみを、実感できるまちづくり」の基本理念の下、次の3つの基本目標を掲げ、取り組みます。

1. 子育て支援の充実と子育てをみんなで支えるまちづくり

ライフスタイルの変化や女性の社会進出の増加によって、多様な子育て家庭が増えたことで子育てへの不安や負担も多種多様化し、子育ての負担を軽減するなどの環境整備が必要となっています。

「父母やその他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」のは当然なことではありますが、地域社会のつながりの希薄化により、子育てへの責任が家庭や母親に非常な重圧となり、子育て自体が負担となっています。

広くすべての子どもと家庭への支援を行うという観点から、子育ての孤立化を防ぐとともに、障害児の支援や、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対策などの充実など、関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の構築を図ります。

また、すべての親が「ひとりで子育てをしているのではない」と実感できるよう、地域や関係機関・団体等社会全体で子育てを見守り、支援していくことで、子どもを地域全体の宝として支えていく取り組みを進めます。

2. 子どもが安全で安心して成長できるまちづくり

これから、子どもを生む人、現在子育てをしている人が子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生み育てるには、良好で安全な地域環境が基盤として求められます。

子育てに適した良好な居住環境の確保に努めるほか、子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備、公共施設等における子育てバリアフリーを推進します。

また、近年では子どもが犯罪に巻き込まれる事件も多発していることから、子どもを犯罪などの被害から守るための活動や、子どもを交通事故から守るための交通安全教育を推進し、安全で安心できる環境づくりを進めます。

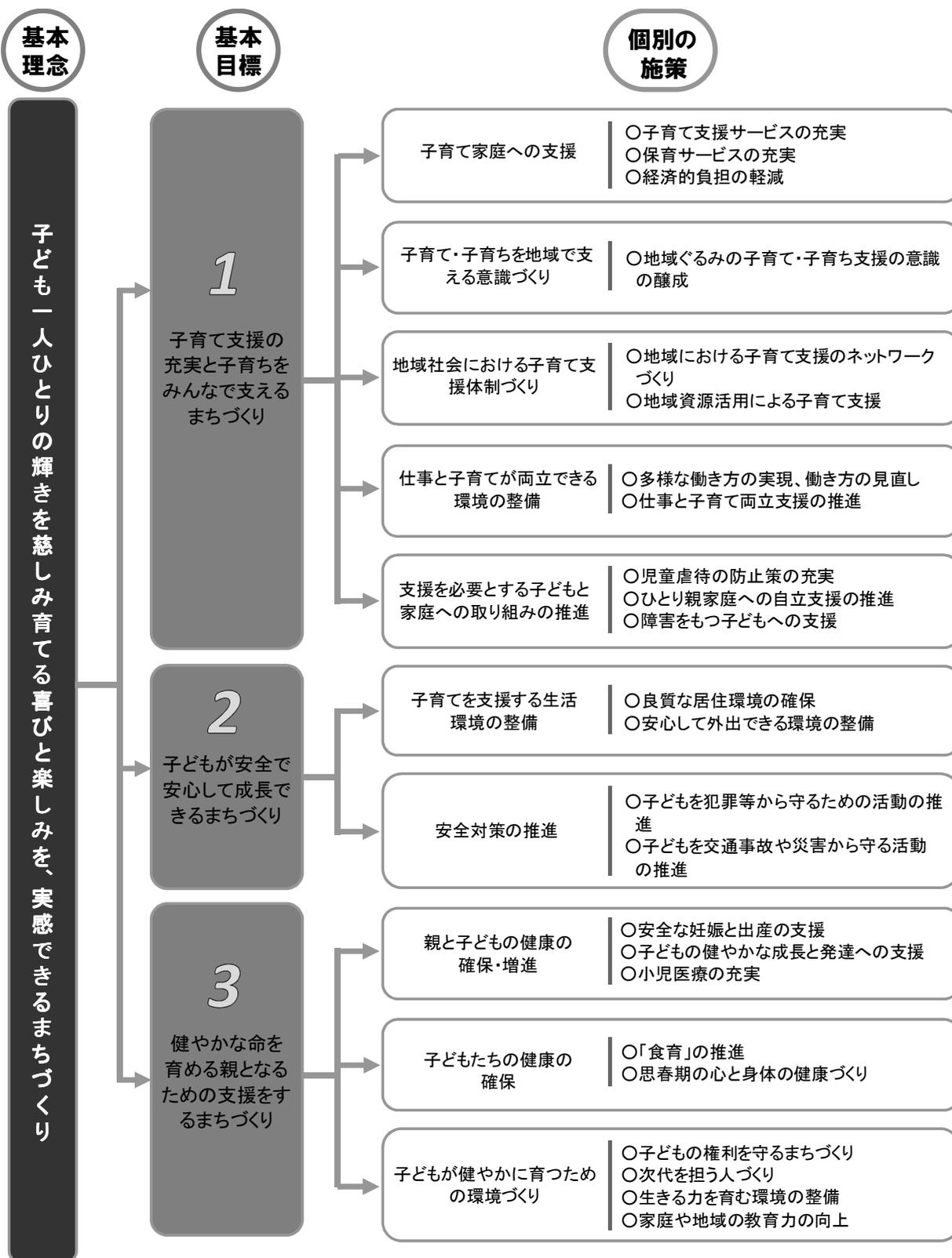
3. 健やかな命を育める親となるための支援をするまちづくり

子どもを生み育てたいと思う人の安全な妊娠・出産を支援するためにも、母子を取り巻く保健、医療の様々な問題への対応が集約される母子保健は、広く生涯を通じた健康の保持増進を進める上での基盤となる重要な分野です。健やかな妊娠・出産を支援するとともに、安心して子育てができるよう乳幼児健診等の場を活用した親への相談指導の充実や小児医療体制の維持を図ります。

また、将来の親となる子どもが心身共に健やかに育つための環境づくりを進めていく必要があります。そのため、子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発を推進します。

さらに青少年の健全育成を目的として、思春期保健対策の充実、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

第3節 施策の体系



分野別施策の展開

第1章 子育て支援の充実と子育てをみんなで

支えるまちづくり

第1節 子育て家庭への支援

1. 子育て支援サービスの充実

■現状と課題■

地域社会の変化、少子化や核家族化の進行などにより、子育てが、孤立化と不安感の増大で、親への大きな負担となっていることから、その軽減が課題となっています。国は平成19年度に、地域の子育て支援センターとつどいの広場を再編し、地域子育て支援拠点の整備を推進してきました。

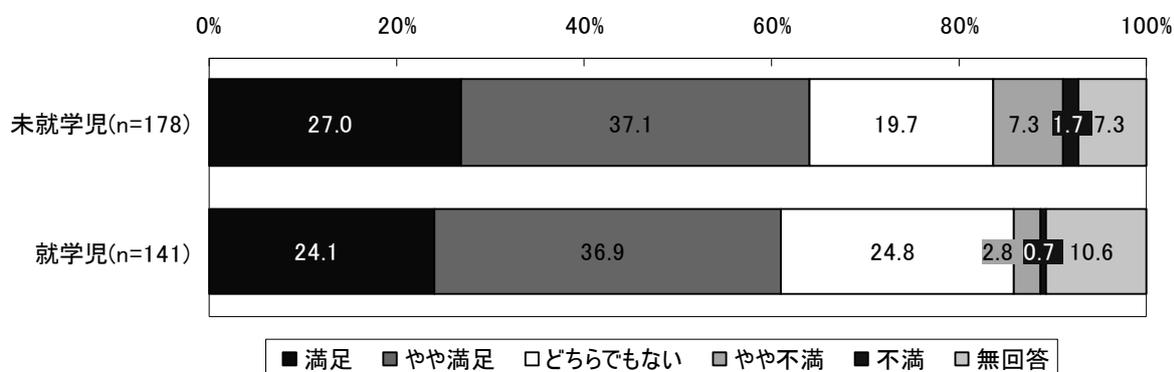
本市では、つどいの広場を平成19年5月に野栄福祉センター内に、平成21年5月に旧八日市場幼稚園米倉分園内に開設しています。

アンケート調査の結果から、地域子育て支援センター、つどいの広場の満足度を見ると、「満足」と「やや満足」をあわせた『満足している』が未就学児、就学児共に5割以上となっています。

また、子育てマップやガイドブックの作成を行い、母子健康手帳交付時に配布をしており、市外からの転入者への情報提供として大いに役立っています。

今後も、不安や悩みを聞いたり子育て支援に関する情報提供を行い、地域子育て支援センター、つどいの広場の内容の充実を図るとともに、子育てサークルの活動を支援し、子育ての悩みや負担の軽減に努めていく必要があります。

■地域子育て支援センター、つどいの広場の満足度



■ 具体的施策 ■

施策名		内容	担当課
地域子育て支援センターの設置		保育所における地域子育て支援センターとしての役割をさらに促進するとともに、地域子育て支援センターを設置を図ります。	福祉課
情報	子育てマップやガイドブックの作成・配布	各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックの作成・配布を実施します。 子育て支援マップやガイドブックについては、常に最新の情報に更新し、今後も配布を継続します。	福祉課 学校教育課 健康管理課
相談	地域子育て相談の充実	各保育所(園)で実施している地域の子育て家庭に対する育児相談・指導の充実を図ります。	福祉課
	子育て支援総合コーディネーター	地域における多様な子育て支援情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」の配置について検討します。	福祉課
親子のふれあい	つどいの広場事業	野栄福祉センター内および旧八日市場幼稚園米倉分園内で実施しているつどいの広場の内容の充実を図り、より多くの子育てをしている親子の利用を促進し、子育てへ負担の緩和、安心な子育て、子育てができる環境づくりを推進します。	福祉課
	子育てサークルの支援	「どんぐりの会」等、子育てサークルの活動の場の提供など、母親の自主的活動の支援に努めます。	福祉課
一時預かりの拡充		保育所を利用していない家庭における、保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。	福祉課

2. 保育サービスの充実

■現状と課題■

共働き家庭の増加により、家庭形態が多様化したことで、保育へのニーズも多種多様となっており、利用者の生活実態および意向を十分に踏まえてサービス提供体制を整備するなど、地域の実情に応じた取り組みを行うことが必要です。

本市の保育所（園）は、八日市場市と野栄町の合併により、公立5か所、私立7か所となっています。一時預かりについては市内8か所、乳幼児保育については9か所で実施しており、利用者のニーズに応じた保育の実施に努めています。

また、地域の子育て支援の拠点としての機能強化として、園庭開放を全園で実施しています。幼稚園の子育て支援の機能の充実としては、幼稚園での預かり保育が定着してきています。

今後も保護者が安心して就労できるよう保育サービスの充実を図るとともに、効率的な保育サービスの実施を行うため、幼保一元化の検討が求められています。

■ 具体的施策 ■

施策名		内容	担当課
多様な保育サービスの提供	延長保育	保護者の利便性向上を図るため利用しやすい延長保育をめざします。	福祉課
	一時預かり(再掲)	保育所を利用していない家庭における、保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。	
	乳幼児保育	安定的に乳幼児保育が実施するため、保育士の確保や年度途中入所のニーズに対応できるよう推進を図ります。	
	障害児保育	一人ひとりの発達や障害の状態に応じ適切に対応をします。	
	病児・病後児保育	病気にかかっている児童や回復してきている児童の保育を推進し、仕事等の都合により家庭で保育することが困難な保護者の負担軽減を図ります。	
保育所(園)の子育て支援機能の充実	保育所(園)において、子育てサークルの育成や情報提供、園庭開放による遊び場の提供など、子育て支援機能の充実に努めます。	福祉課	
幼稚園の子育て支援機能の充実	幼稚園における、預かり保育、未就園児教室、交流教育等の充実に努めます。	学校教育課	
幼保一元化の検討	幼保一元化の可能性について、調査研究を進めます。	学校教育課 福祉課	
保育施設・設備の充実	保育施設(幼稚園等を含む)については、防災(耐震)、防犯、バリアフリー等の観点から、機能の維持・充実に努めます。	福祉課 学校教育課	

■各種保育サービスの実施状況

保育所(園)名	受け入れ年齢	実施保育サービス						
		延長保育	休日保育	一時預かり	障害児保育	病児・病後児保育	乳幼児保育	
公立	八日市場保育所	生後8週～	7:30～18:30	×	×	○	×	○
	豊栄保育所		月～金 7:30～18:30 土 7:00～19:00	×	×	○	×	○
	吉田保育所	1歳～	7:30～18:00	×	×	○	×	×
	飯高保育所*		7:30～18:00	×	○	○	×	×
	豊和保育所		7:30～18:00	×	×	○	×	×
私立	須賀保育園	生後8週～	月～金 7:00～19:15 土 7:00～18:15	×	○	○	×	○
	椿海保育園		月～金 7:30～18:30 土 7:30～17:00	×	○	○	×	○
	共興保育園		月～金 7:30～18:30 土 7:30～13:00	×	○	○	×	○
	平和保育所		月～金 7:30～18:30 土 7:30～16:30	×	○	○	×	○
	匝瑳保育園		月～金 7:15～18:15 土 8:30～15:30	×	○	○	×	○
	栄保育園		月～金 7:15～19:00 土 7:30～13:00	×	○	○	×	○
	東保育園		月～金 7:30～19:00 土 7:30～13:00	×	○	○	×	○

*飯高保育所は平成21年度で廃止予定

■幼稚園における子育て支援サービスの実施状況

幼稚園名	実施サービス内容	
<p>市立 八日市場幼稚園</p>	<p>未就園児教室 (ひよこクラブ)</p>	<p>幼稚園入園前の幼児を対象に、月1回、保護者の見守りの中で、自分の好きな遊びや友達同士との遊びを通して、社会性を養う援助を行います。 また、未就園児と在園児との交流の中で、在園児は思いやりの心を育みます。</p>
	<p>お父さん・お母さん 先生の日</p>	<p>保育参観や各行事等参加の他に、年間7回幼稚園で保育に参加しながら、わが子とのスキンシップの充実を図ったり、他の保護者との交流を深めたりする機会として実施しています。</p>
	<p>幼少連携・交流保育</p>	<p>縦割り社会の経験や遊びの伝承・秩序を自然に身につけたり、未来の親が子育ての楽しさを実感できる場の提供しています。</p>
<p>市立 のさか幼稚園</p>	<p>未就園児の登園</p>	<p>毎週金曜日、就園していない子ども等について、親子で園児の保育に参加、交流を深めています。</p>
	<p>園庭開放</p>	<p>毎週金曜日午前9時半から 11 時まで、園庭の開放を行っています。</p>
	<p>子育て支援講演会</p>	<p>年に1回実施しています。</p>
	<p>預かり保育</p>	<p>平常の教育活動終了後、14時から18時まで、希望者を対象に指導職員を配置して、保育士の指導計画に基づき活動を行っています。</p>
<p>私立 あかしあ幼稚園</p>	<p>未就園児教室 「ふれあい広場」の 開設</p>	<p>毎月1回、未就園児が親子で参加できる場をつくり、在園児とのふれあいや親同士、親と保育士の心の交流の場を設けています。</p>
	<p>預かり保育</p>	<p>地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育活動終了後、希望者を対象に専門職種を配置し、15時から18時まで、保育士の指導計画に基づき活動を行っています。</p>
	<p>園庭・園舎開放</p>	<p>毎月10、20日(土日、休日を除く)の14時から17時30分まで開放を行っています。</p>
	<p>2歳児入園希望者の 受け入れ</p>	<p>母親の仕事や早くから他の子どもたちと一緒に生活させたいという希望を汲んで、試験的に3歳児クラスに受け入れています。</p>

■地域における子育て支援の整備状況

支援の種類		内容
育児相談		各保育所(園)において育児相談を実施しています。
家庭児童相談室		家庭児童相談員による児童の養育について相談指導を行っています。 月～金:面接相談・電話相談
児童虐待の早期発見と関係機関の連携		児童相談所、保健センター、福祉行政機関等で子育て支援のケースカンファレンスを実施しています。
情報の提供		市のホームページに保育所(園)情報を掲載しています。 保育所(園)の園だよりを地域へ配布・回覧しています。
子どもたちの居場所の確保 (公共施設の利用)		○地区コミュニティセンター(9か所) ○集落集会施設(119か所) ○勤労青少年ホーム(1か所) ○農村公園(2か所)
遊び場の確保		○都市公園(12か所) ○児童遊園(12か所) ○その他公園(1か所)
野外活動の場の確保		野外活動施設
世代間交流		市民ふれあいセンター
親子の交流および情報交換	ドリームキッズ	野栄農村環境改善センターで、子どもへの絵本の読み聞かせや人形劇等の話のプレゼントを行っています。 偶数月の第4土曜日
	どんぐりの会	勤労青少年ホーム内のトレーニングルームや市内の公園等を活動拠点とし、未就園児と親を対象に、親と子が、楽しみ、友だち(仲間)づくりの場をめざした、親による自主運営の活動を行っています。 毎週木曜日

3. 経済的負担の軽減

■現状と課題■

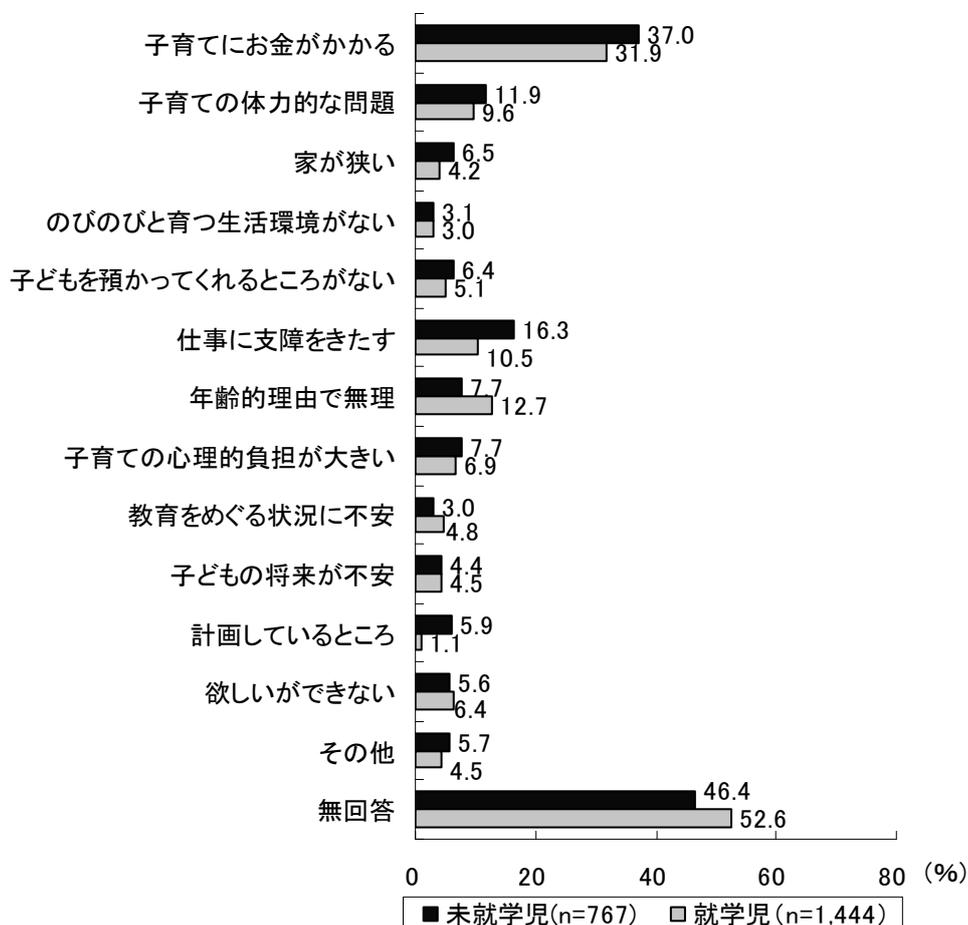
結婚や出産に対する意識の変化とともに、高学歴化に伴う教育費の負担増が、わが国で少子化が進んだ大きな要因の一つとなっています。一人の子どもが成人に至るまでには、教育費以外にも様々な費用を要することから、保育・教育費への補助、医療費補助のほか、各種手当や貸付制度等の活用により経済的な負担の軽減を図るとともに、子育てをしやすい環境整備を進めていく必要があります。

アンケート調査の結果においても、子どもの数が少ない理由として「子育てにお金がかかる」が未就学児、就学児共に3割以上と最も多い回答となっています。

本市においては、小学校修了前の児童を対象とした子ども手当の給付を積極的に周知しているのに加えて、保育園の保育料や幼稚園の就園などへの支援も行っています。

今後もこれらの経済的支援を行っていくとともに、支援を必要としている家庭への適切な給付に努め、子ども手当の給付については、国の動向に注視しながら、制度改正に伴う手当の支給に柔軟に対応し、市民への周知を図っていく必要があります。

■子どもの数が少ない理由



■ 具体的施策 ■

施策名	内容	担当課
子ども手当の給付	中学校修了前の児童・生徒を対象に、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童・生徒の健全な育成および資質向上に役立てることを目的とし、子ども手当を支給します。	福祉課
保育所(園)保育料の軽減	保護者の所得の状況に応じた適正な保育料となるよう、全体的な見直しを行います。	福祉課
幼稚園就園等に対する援助	幼稚園に通園する園児の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、園児の属する世帯の所得状況に応じた保育料等の一部を減免・助成を継続します。	学校教育課
就学援助	経済的理由で、児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学学用品費・学校給食費・医療費等の援助を行います。	学校教育課

第2節 子育て・子育てを地域で支える意識づくり

1. 地域ぐるみの子育て・子育ての支援の意識の醸成

■現状と課題■

かつては、近所づきあいや地域の行事等が重視される地域社会が形成され、子育てを地域ぐるみで見守る意識がありましたが、現在は地域社会のつながりが希薄化するとともに地域ぐるみでの子育て意識も低下しています。

本市では、広報やホームページを活用し、地域ぐるみの子育て支援の意識啓発や、児童委員および主任児童委員の活動内容を周知してきました。

今後も、児童委員および主任児童委員での地域の活動内容について積極的にPRを行い、地域住民への周知を図っていく必要があります。

■具体的施策■

施策名	内容	担当課
地域ぐるみの意識の醸成	広報やホームページを活用し、地域ぐるみの子育て・子育て支援の意識啓発活動を進めます。	福祉課
児童委員および主任児童委員の活動の周知	子どもが健康に育つための、子育てについての相談、子どもの見守り、児童相談所への窓口等、地域における児童委員および主任児童委員の活動内容について引き続き周知を図ります。	福祉課

第3節 地域社会における子育て支援体制づくり

1. 地域社会における子育て支援のネットワークづくり

■現状と課題■

地域社会のつながりの希薄化が進行したことや、少子化の進行などにより子ども同士の交流機会が減少しています。これにより子どもの健やかな成長への影響が心配されるとともに、社会・経済的理由から、親自身が地域社会から孤立した育児をせざるを得ない状況も出ており、結果として子育てへの不安や負担が大きなストレスとなり、育児放棄や虐待に走ってしまうケースも見られるようになりました。

そのため、親の感じる子育ての不安や負担を地域全体で軽減し、支援することが重要となっています。

本市では、子ども会を運営する子ども会育成連絡協議会の活動を積極的に支援し、子ども会活動の活発化を図っています。また、幼稚園・小学校・中学校のPTA間で連携した協力体制が充実しています。

今後も、子育て支援のネットワークづくりとして、子ども会や幼稚園・小学校・中学校のPTAの活動が活発化していくよう支援していく必要があります。

■具体的施策■

施策名	内容	担当課
子ども会育成連絡協議会支援事業	子ども会関係者との連絡を密にして、互いに協力しあい、市内の子どもの活動の発展を図ります。	生涯学習課
PTA活動支援事業	市内の小・中学校および幼稚園のPTAが連絡協議し、市内の教育進展に寄与することを目的とする事業への支援をします。	生涯学習課
スポーツ活動支援事業	スポーツ振興を目的として、市民に対してスポーツ技術の指導その他スポーツに関する指導、助言を行います。	生涯学習課

2. 地域資源活用による子育て支援

■現状と課題■

少子化の影響により、地域内で児童が減少したことによって、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響を与えています。すべての子どもを対象に、放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動を進めていくことが求められています。

本市では、各地域振興協議会が中心となって、子どもから高齢者までを対象とした各種事業が実施されています。また、各地区のコミュニティセンターが放課後児童クラブや子ども会行事の際に利用されています。

今後は、ファミリーサポートセンター事業の実施を検討し、地域全体での子育てを支援していく必要があります。

■具体的施策■

施策名	内容	担当課
学習機会の拡充	小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。	市立公民館
地域資源の活用	各地区コミュニティセンターを子育て支援および親子交流の場として活用します。	環境生活課
ファミリーサポートセンター事業の検討	ファミリーサポートセンター事業の実施について、人材や団体等地域の有する資源の活用を考慮し、検討します。	福祉課

第4節 仕事と子育てが両立できる環境の整備

1. 多様な働き方の実現、働き方の見直し

■現状と課題■

夫婦共働きのスタイルが増え、また男女共同参画の視点からも男女が協力して子育てを行う重要性が指摘されています。

アンケート調査でみると、「保育園・幼稚園の送迎」、「子どもとのコミュニケーションや遊び」、「勉強をみることなど」を除くすべての項目で母親の割合が8割以上となっており、子どもの世話や家事といった部分ではまだまだ父親の参加が少ないことがうかがえます。

本市では、父親の育児参加の促進や子育てをサポートする多様な働き方への支援として情報提供を進めてきました。

しかし、情報提供の手段が広報にとどまっていたり、支援を行っているNPO団体が1団体にとどまっている状況であることから、よりわかりやすい情報提供の手法の検討を進めていく必要があります。

■子育てにおける父親と母親の役割分担の割合

	役割分担の割合(割)		
	父親	母親	他の家族
オムツ替え・授乳などの世話	1.26	8.02	0.72
発熱など医療受診	0.95	8.45	0.60
保育園・幼稚園の送迎	1.14	7.22	1.63
食事(お弁当)の用意や片づけ	0.68	8.17	1.15
洗濯や掃除	0.84	8.06	1.10
保護者会やPTAの参加	0.66	9.17	0.17
子どもとのコミュニケーションや遊び	3.09	5.80	1.11
勉強をみることなど	2.10	7.11	0.80

■具体的施策■

施策名	内容	担当課
父親の育児参加の促進	父親が子どもをもつことの喜びを感じ、育児に対する責任を認識するとともに、積極的に育児に対応できるよう「育児のための休暇取得プログラム」等の情報提供を行います。	産業振興課
多様な働き方への支援	NPOの活動などの多様な働き方を支援します。	社会福祉協議会

2. 仕事と子育て両立支援の推進

■現状と課題■

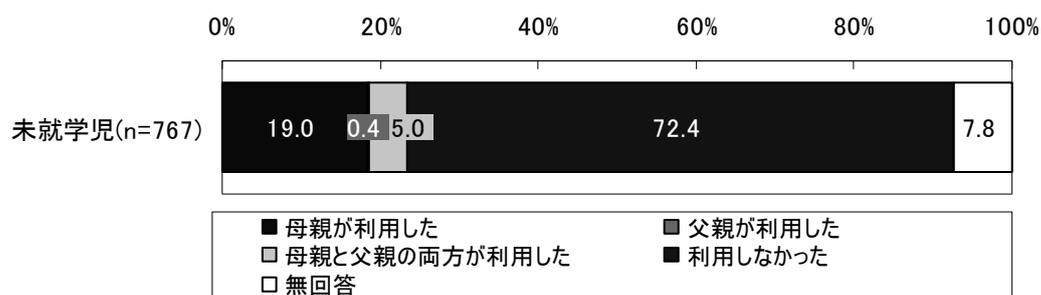
少子化の流れを変えるためには、仕事と家庭の両立支援が重要な課題となっており、女性だけでなく男性も含めた働き方の見直しを進め、地域の企業、子育て支援団体等が、互いに連携・協力しあいながら地域の实情に即した取り組みを進めていくことが必要です。

本市では、市内保育所（園）の9か所で乳幼児保育の実施や、放課後児童クラブに市内8か所の設置するなど、働く親への支援を進めてきました。

一方で、アンケート調査によると、父親の育児休業制度の活用は0.4%となっています。母親については19.0%となっていますが、まだまだ低い状況です。

これからも働きやすい環境づくりのために、企業への啓発活動や保育の受け入れ体制の充実が課題となっています。

■育児休業制度の利用について



■具体的施策■

施策名	内容	担当課
乳幼児保育の充実	仕事と子育ての両立を支援するため、乳幼児保育の需要に対応できるよう受け入れ体制などの整備を進めます。	福祉課
延長保育の充実	保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応します。	福祉課
育児・介護休業制度の周知	育児・休業取得率の上昇をめざし、育児・介護休業制度を関係機関の指導により周知します。	産業振興課
放課後児童クラブの充実	保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ります。（八日市場・椿海・豊栄・須賀・平和・共興・野田・栄）	学校教育課

■放課後児童クラブの状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
総児童数	2,253	2,189	2,151	2,096	2,027
児童クラブ数	5か所	5か所	6か所	7か所	8か所
在籍者数	124	196	247	294	345
在籍割合	5.5%	9.0%	11.5%	14.0%	17.0%

■放課後児童クラブの実施場所（平成 21 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

	開設時間		在籍者数	
	平日	土曜	定員	児童数
八日市場児童クラブ	授業終了時 ～18時15分	8時15分 ～18時15分	50	51
椿海児童クラブ			35	65
豊栄児童クラブ			30	53
須賀児童クラブ			40	15
平和児童クラブ			30	37
共興児童クラブ			40	32
野田児童クラブ			40	48
栄児童クラブ			40	49

第5節 支援を必要とする子どもと家庭への取り組みの推進

1. 児童虐待の防止策の充実

■現状と課題■

平成16年に児童虐待防止法および児童福祉法の改正が行われ、児童虐待への制度的な対応について充実化が図られてきましたが、子どもの命が奪われるといった重大事件は年々増加を続けています。平成19年には国の児童虐待相談対応件数が40,000件を超え、平成20年には42,662件となっており、児童虐待の予防と対策が今後も社会全体に早急に取り組んでいかなければならない課題となっています。

本市においては、乳幼児健康診査や訪問事業により、親の孤立感や不安の解消に努め、虐待の早期発見をした場合は、ハイリスク者として継続的に支援を行っています。また、虐待の早期発見に向けて市民の協力を呼びかけています。

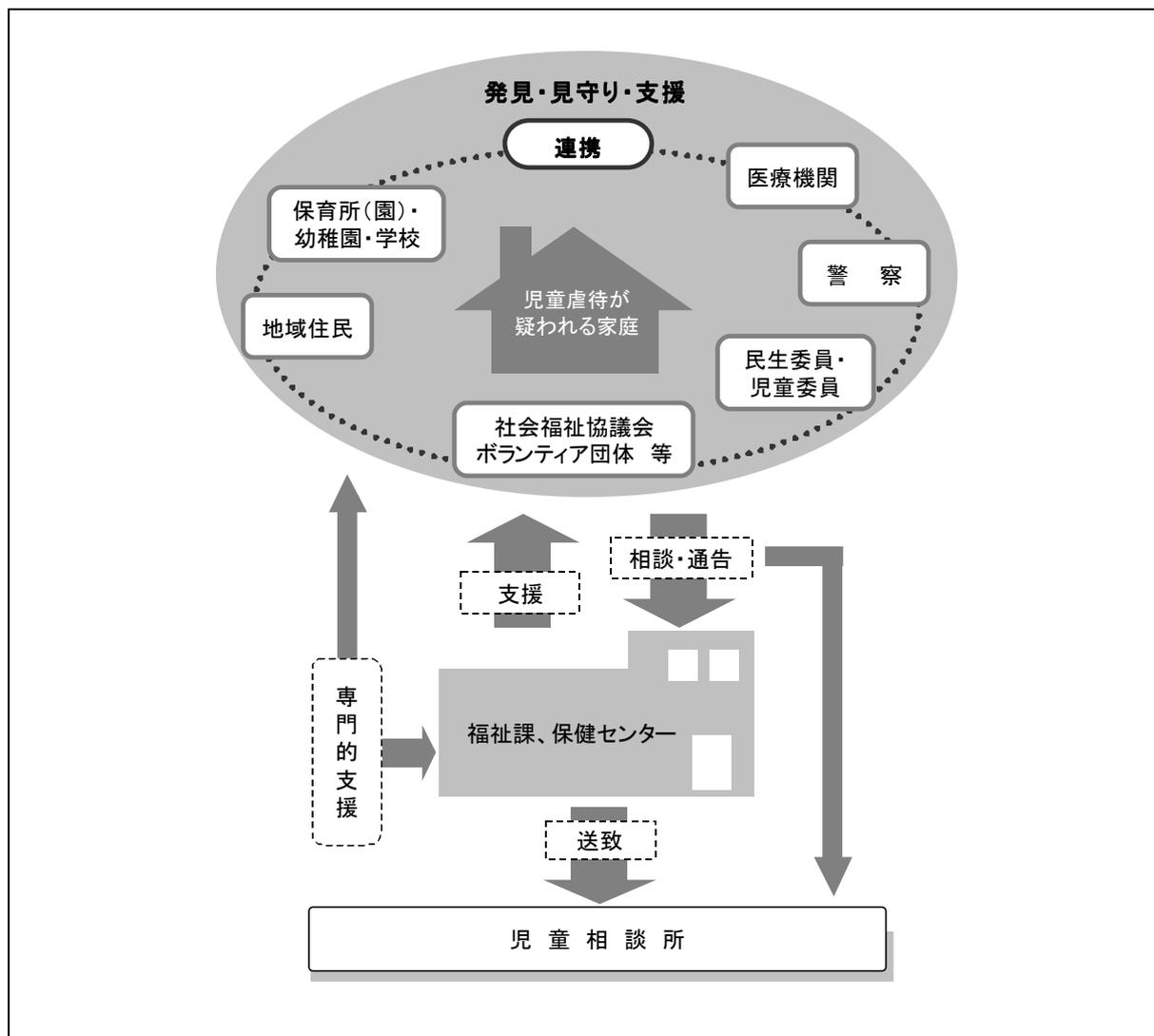
今後も「早期発見・早期対応」を第一に、虐待を受けた子どもの「保護と自立」へとスムーズかつきめ細やかに対応できるよう、相談支援体制の強化に努めるとともに、育児困難の家庭や虐待の把握に力を入れていく必要があります。

■具体的施策■

施策名		内容	担当課
発生予防	孤立感・不安の解消	母子保健事業である乳幼児健康診査や相談事業で保護者の不安をよく受け止め、助言し、自信をもって育児ができるようにしています。 また、母子保健事業において、意識的に母親同士の交流の場を持つことにより、孤立感・不安の解消に努めます。	健康管理課
	相談事業の周知	家庭児童相談室や各保育所(園)等で実施している子育て相談等の相談事業についての周知と活用を促進します。	福祉課
支援	一時預かりの拡充(再掲)	保育所を利用していない家庭における、保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。	福祉課
早期発見	関係機関の協力による早期発見	母子保健事業である乳幼児健康診査・未受診者への保健師の家庭訪問・こんにちは赤ちゃん事業における乳児訪問員の家庭訪問により、育児困難家庭や虐待等の把握に努めます。	健康管理課

施策名		内容	担当課
早期発見	保育所(園)における早期発見	児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童虐待の防止のための指導、啓発に努めます。	保育所(園)
	市民の協力による早期発見	広報「そうさ」で毎月相談日を周知し、特に11月の児童虐待防止月間では早期発見の重要性を周知しています。家庭児童相談室のパンフレットも2年に1度更新し、学校、保育所、保健センター、公民館等に配布し、今後も市民が協力できるよう呼びかけを継続します。	福祉課
	児童虐待防止ネットワーク事業	児童虐待防止ネットワークを活発に利用し、情報の共有化を図り、よりよい対応に努めます。	福祉課

■児童虐待への対応



2. ひとり親家庭への自立支援の推進

■現状と課題■

近年の離婚の急増などが背景となり、平成14年母子及び寡婦福祉法等の改正が行われ、母子家庭等の自立を促進するため、子育て支援の充実や就業支援の強化、扶養義務の履行の確保などが図られました。

本市でも、就労のための相談・情報提供のほか、住居の安定確保に努めるなど、ひとり親家庭の自立支援を行っています。また、経済的な面での支援として、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成制度を積極的に周知し、活用を促しています。

今後は、さらなるひとり親家庭の自立支援に向けて、様々なケースへの相談支援ができるように母子自立支援員の相談体制強化が重要な課題となっています。

■具体的施策■

施策名	内容	担当課
自立支援・就業相談等の情報提供	母子・寡婦家庭に対する情報提供を行うとともに、母子自立支援員による相談、支援活動の充実を図ります。	福祉課
母子寡婦福祉会への支援	母子家庭の母親や寡婦の方が生活の安定と向上をめざして、自主的に活動する団体で、お互いに情報を交換したり、親睦を深めています。今後は、若年母子の会員募集など、会の充実を支援します。	福祉課
母子世帯への居住の安定確保	母子家庭等の居住の安定確保のために公営住宅への入居について配慮します。	都市整備課
放課後児童クラブの優先的利用	放課後児童クラブにおける母子家庭等の優先的利用を図り、保護者の就業や児童の育成を支援します。	学校教育課
児童扶養手当	母子家庭の生活安定と自立の促進を目的として、母子家庭または、父が重度の障害を有する家庭へ、児童扶養手当の支給をしています。今後も、支援を必要としている家庭へ適切な支給に努めます。	福祉課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の医療費、調剤にかかる経済的負担と精神的不安を軽減するため、ひとり親家庭等の父母、または児童を養育している方に、児童が病院等で受診した時に支払う健康保険の自己負担額の一部を助成しており、今後も適切に制度が利用されるよう周知に努めます。	福祉課
養育費の確保	母子家庭の母親等が養育費を確保できるよう、支援を行います。	福祉課

3. 障害児施策の充実

■現状と課題■

健康診査等で発育・発達上の心配がある子どもについては、適切な療育につながるよう早期発見体制とそれにつながる相談体制を充実し、障害児については日常生活動作の訓練や外出支援などが重要です。

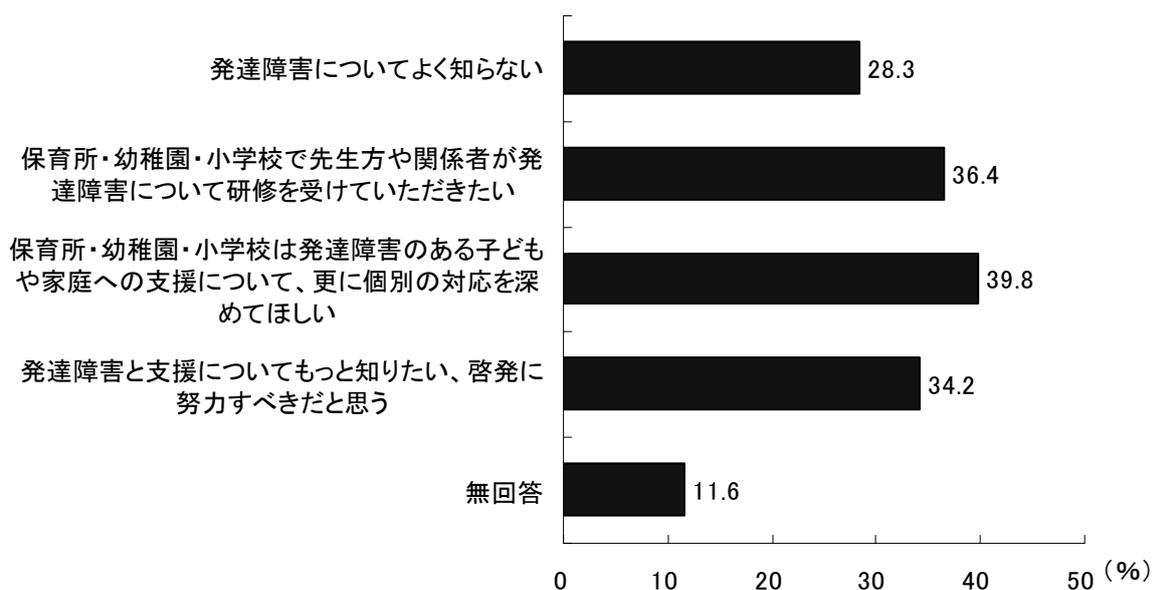
本市では、発育や発達の問題を発達段階で早期発見をするため、新生児訪問や健康診査での早期発見に努めており、問題の発見後は保健師、栄養士等による支援を行っています。

また、心身の発達や機能回復、集団生活への適応などの療育体制の整備に努め、就学の際には就学支援として、医師・教育関係者・福祉関係者により諸検査・保護者面談によって作成した資料を慎重に審議を行ってきました。

アンケート調査によると、「保育所・幼稚園・小学校は発達障害のある子どもや家庭への支援について、更に個別の対応を深めてほしい」が39.8%と最も多く、次いで「保育所・幼稚園・小学校で先生方や関係者が発達障害について研修を受けていただきたい」が36.4%、「発達障害と支援についてもっと知りたい、啓発に努力すべきだと思う」が34.2%という結果となっています。

今後も、関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期対応に努め、スムーズに就学支援へつながるように体制の強化を行うとともに、保護者等の関係者に対して助言・指導を行うなど、その家庭にあった支援を推進します。また、保育所・幼稚園・小学校等の教員・指導者の発達障害への理解を深めていくとともに、保護者に向けても発達障害について啓発を図っていく必要があります。

■発達障害への意見について（複数回答）



■ 具体的施策 ■

施策名	内容	担当課
早期発見体制の整備	新生児訪問、各種健康診査を通して、病気や発達・発育の問題の早期発見に努めます。	健康管理課
フォロー体制の整備	健康診査の結果、身体の発達が心配な子どもに対して、保健師・栄養士等によるフォローアップを継続していくとともに、心理発達相談員、言語聴覚士等による専門的な相談の場の確保にも努めます。	健康管理課
療育体制の整備	心身の発達、機能回復訓練、集団生活への適応など、マザーズホームを通して発達支援に努めます。	福祉課
障害児保育の充実	障害を持つ子どもの保育に対応できるよう、保育士の確保に努めます。	福祉課
就学指導の充実	心身障害児就学指導委員会に諮り、関係機関との連携により、対象児の把握・保護者の意向を聴取し、本人と保護者の意思を最大限尊重した就学指導に努めます。	学校教育課
担当教員の研修と相談機能の充実	学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等に対する理解を深めるため、担当教員の研修への派遣や担当教員の研修の実施に努めます。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費の支給	市立の小・中学校の特別支援学級に在籍している子どもに関して、保護者の方の経済的負担を軽減するために今後も継続して支給します。	学校教育課
障害児に対する助成	障害児福祉手当、特別児童扶養手当等、障害の程度や所得要件などに応じて適切に支給を図ります。	福祉課
保育所心理発達巡回相談	心理発達相談員が市内保育所を巡回し、児童の心理発達、行動分析、保育士へのアドバイスなどを行い、適切な保育の推進を図ります。	福祉課 健康管理課

第2章 子どもが安全で安心して成長できる

まちづくり

第1節 子育てを支援する生活環境の整備

1. 良質な居住環境の確保

■現状と課題■

子育てを快適に行っていく中でも居住環境は最も基本的な要因の一つです。

本市では、子育て中の家庭へ質の高い市営住宅の提供を行っています。住宅の築年数は30年以上が経過していますが、設備の維持修繕をこまめに行い、快適な居住環境に配慮しています。

今後も、設備の老朽化などにあわせて適切な維持修繕を行い、居住環境の質の維持向上に努めていく必要があります。

■具体的施策■

施策名	内容	担当課
市営住宅の充実	質の高い市営住宅の提供を図ります。	都市整備課

2. 安心して外出できる環境の整備

■現状と課題■

安心して外出できる環境の実現には、子どもを連れて安心して通行できる道路交通環境や、公共施設等のバリアフリー化などが課題です。

本市では、道路交通標識の整備により路面表示を行い、安全な通行を図っています。また、公園の遊具の安全点検とともに修繕を行い、公園施設の整備を行っています。

市内の公共施設において、ベビーカーでの利用などを考慮したバリアフリー化を進めており、今後も、子どもを連れて安心して外出できる環境の整備に努めていく必要があります。

また、今後すべての公共施設でのバリアフリー化を進めていくとともに、商業施設等でのバリアフリー化の促進をしていく必要があります。

■具体的施策■

施策名	内容	担当課
道路交通標識等の整備	子どもや子ども連れの家族が安全に安心して通行できる、道路標識等の整備を進めます。	建設課
公共施設のバリアフリー化	公共施設の子育てバリアフリー化を進めます。	関係各課
商業施設等への啓発	市内の商業施設等へ、施設設備等の子育てバリアフリー化を啓発・促進します。	産業振興課
公園の整備の充実	子どもやその家族が安全な環境で安心して遊ぶことができる公園の整備に努めます。	都市整備課

第2節 安全対策の推進

1. 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

■現状と課題■

近年、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多発していることから、子どもが安全にかつ安心して地域で育つことができるよう、地域全体で子どもを犯罪等の被害から守るための活動が重要となっています。

本市では、幼稚園・小・中学校の保護者、地区防犯指導員の携帯電話に、まちc o m iメールによる不審者情報を提供し、犯罪の未然防止に努めています。また、子どもの安全を地域全体で守ることを目的として、小学校ごとに地域住民・保護者による見守り活動を組織的に行っています。

また、子ども 110 番の家の登録を呼びかけ、地域の中に緊急時の子どもの避難先の確保に努めています。

今後も子どもが安全に過ごせる環境づくりをめざし、関係団体や地域住民と連携して活動を推進していく必要があります。

■ 具体的施策 ■

施策名	内容	担当課
犯罪等に関する情報の提供	<p>市内や近隣で犯罪が発生した場合、幼稚園・小・中学校保護者に対して、速やかに情報提供をメール配信システムにて行います。</p> <p>市内や近隣での犯罪や不審者の発生について、警察署や防犯関係団体と連携し、保護者等へ速やかに情報を提供するシステムについて検討します。</p>	<p>学校教育課 環境生活課</p>
地域全体での取り組みの推進	<p>子どもたちを犯罪から守るために、地域住民の協力を得て、見守り活動の組織づくりを進めます。</p> <p>また、防犯協会と緊密に連携し、各地域の防犯協会支部を中心に、自治会、老人クラブ等の各種団体が協力しあうことにより、地域ぐるみで子どもたちを見守っていく地域づくりを推進します。</p>	<p>学校教育課 環境生活課</p>
子どもの安全対策	<p>防犯協会が実施していた、見守り活動に老人クラブ連合会が新たに加わり、子どもの安全対策の強化を図っています。</p> <p>防犯協会、自治会、老人クラブ等の各種団体が協力しあい、地域ぐるみで子どもたちの安全確保を推進します。</p>	<p>環境生活課 学校教育課</p>
「子ども 110 番の家」の拡大	<p>子どもたちが安全で安心に登下校できるように、「子ども 110 番の家」の拡大に努めます。</p>	<p>学校教育課</p>
地域防犯パトロール	<p>小学校PTA等を中心とした、地域防犯パトロール活動を支援します。</p>	<p>学校教育課 環境生活課</p>

2. 子どもを交通事故や災害から守る活動の推進

■現状と課題■

車社会であることや自転車利用者が増え、子どもを事故から守るためには警察、保育所(園)、幼稚園、学校、関係民間団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが重要になっています。

本市では、地域住民と連携を図りながら、交通安全教育を進めるとともに、市内学校の防災設備の点検を行うほか、警備業務を定期的実施しています。

今後は、交通安全意識の向上に努めるだけでなく、市内学校での避難訓練の実施による防災意識の向上を図っていく必要があります。

■具体的施策■

施策名	内容	担当課
交通安全教育の実施	子どもたちを交通事故から守るために、交通安全教育を小・中学校で実施し、自転車の乗り方、歩行の仕方など、警察署並びに交通安全協会と連携を図りながら取り組みます。 また、地域住民の協力を得て、児童・生徒の登下校にあわせて安全パトロールを組織的に実施します。 市内の幼児から高齢者までを対象として、心身の発達に応じた段階的かつ体系的な交通安全教室を開催します。	学校教育課 環境生活課
防災・防犯対策の充実	小・中学校で門扉の整備されていない所があるため、計画的に整備を図ります。	学校教育課 総務課
避難訓練の実施	災害発生時や不審者侵入の際に速やかな対応ができるよう、保育所(園)・幼稚園・学校において、消防署や警察署と連携を図り、避難訓練を定期的実施します。	福祉課 学校教育課

第3章 健やかないのちを育める親となるための 支援をするまちづくり

第1節 親と子どもの健康の確保・増進

1. 安全な妊娠と出産の支援

■現状と課題■

妊娠・出産において、母子の健康状態を把握し、母親の不安を解消していく上でも母子保健の重要性はますます高まっています。

本市では、母子健康手帳の配布がほぼ100%となっており妊婦の健康の維持管理に活用されています。

妊産婦指導では、ハイリスク妊婦に対する個別指導（家庭訪問・相談など）を実施したり、医療機関との連携を図っています。妊娠中の喫煙率・飲酒率も数パーセントと低くなっていますが、今後もゼロに近づけるよう指導に努めていく必要があります。

また、出産前の両親を対象にしたマタニティクラスでは、親になる心構えとして、子育てについて考える時間を設けるとともに、妊娠シュミレータでの妊婦体験等も取り入れ充実してきましたが、参加率が低いという課題もあります。

今後、より支援内容を充実させていくために、関係機関との連携を密にして、相談支援体制の強化を行っていく必要があります。

■ 具体的施策 ■

施策名	内容	担当課
母子健康手帳交付・妊婦相談	妊娠、出産、育児を通じて、母と子の一貫した健康管理を行うため、母子健康手帳を交付し、健康の維持増進に役立てます。	健康管理課
母性健康管理指導者連絡カードの活用	母子健康手帳交付時やマタニティクラスで周知に努め、母性の健康の向上のため支援します。	健康管理課
妊産婦訪問指導	訪問により、個々にあわせた相談に応じることで不安の解消、知識の普及に努めます。	健康管理課
マタニティクラス	妊娠、分娩、産褥、授乳、育児に関する具体的な知識を普及するとともに、参加者同士が交流することで不安の解消に努めます。また、父親の参加促進を積極的に行います。	健康管理課
ハイリスク妊婦に対する個別指導	妊娠中に異常をきたしやすい、身体的・社会的・精神的に考慮する必要がある妊婦に対し、個別に対応することで異常を予防し、母体の安全、健康増進に努めます。	健康管理課
妊娠中の飲酒・喫煙の影響についての啓発	妊娠届出時、マタニティクラス等を利用して、妊婦や配偶者に対し、妊娠中・育児中の飲酒や喫煙が胎児や子どもに及ぼす影響についての知識の普及に努めます。	健康管理課
医療機関委託妊婦一般健康診査事業	平成 21 年度から全通院 14 回分の補助を実施し、負担軽減を実施しています。	健康管理課
不妊についての支援	不妊治療を行っている医療機関等の情報を伝え、特定不妊治療費助成事業の啓発をします。また、個別相談に応じ、関連機関の紹介などの支援をします。	健康管理課

■ 出産の状況

(単位：人)

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
出生数	294	299	290	311	295
普通出生率(人口千対)	6.9	7.0	6.9	7.5	7.2
死産	8	18	12	12	11
乳児死亡	0	1	2	3	4
週産期死亡	1	6	1	0	2

(資料：福祉課)

2. 子どもの健やかな成長と発達への支援

■現状と課題■

疾病や発達障害等を早期に発見し、子どもの健やかな発達の支援を行っていくことが重要となっています。

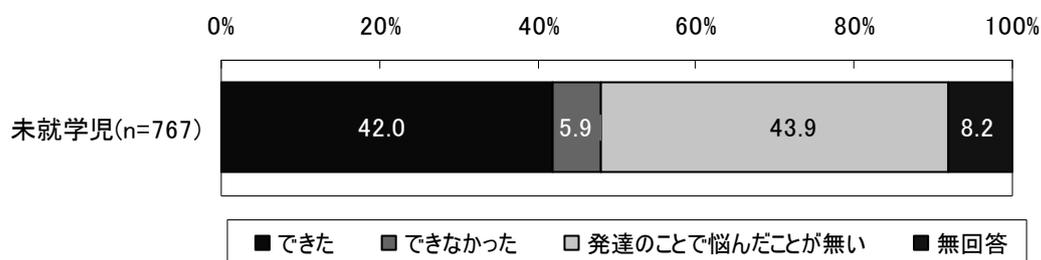
本市では、乳幼児健康診査や乳幼児歯科健康診査の受診率も高く、未受診者についての状況もほとんど把握しています。歯科保健の面では1歳児から歯科相談（すくすく歯っぴい）を実施しており、平成20年には受診率が76%に達し、虫歯予防に対する保護者の意識を高めており、1歳6か月児健診時のう歯罹患率は年々低下しています。

また、家庭訪問事業では、育児の支援が必要な保護者への家庭訪問を行い、支援会議の開催やケースによっては、頻繁な訪問などを行い支援しています。

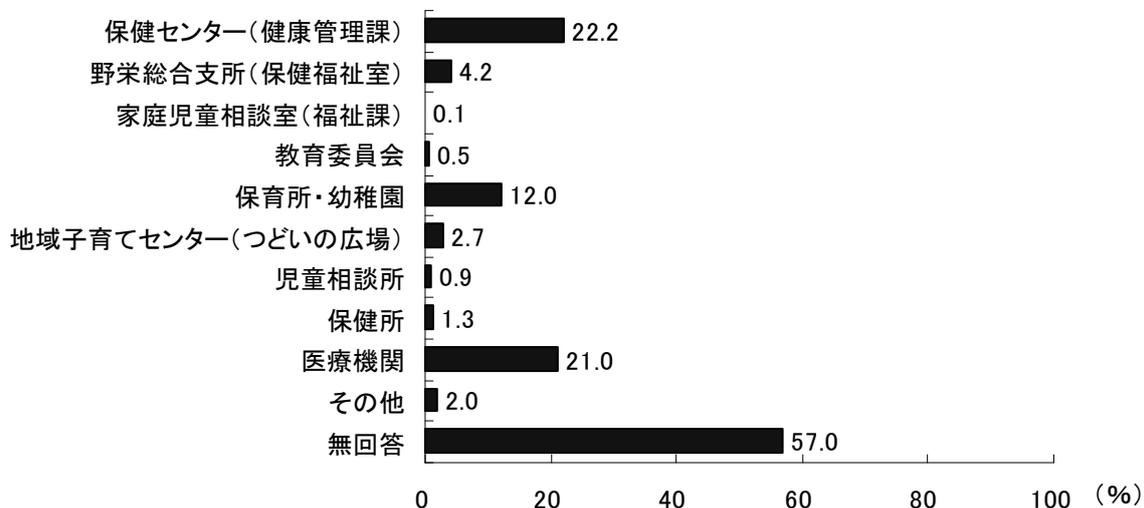
アンケート調査によると、発達の心配があった時、42.6%が公共機関や医療機関に相談・受診できたとなっており、相談・受診先については「保健センター（健康管理課）」が22.2%と最も多く、次いで「医療機関」が21.0%という結果となっています。

今後は、心理発達相談員等専門家の協力や、関係機関との連携を密にして、子どもの発達段階に応じたきめ細かな指導が必要となっています。

■発達の心配があったとき、公共機関や医療機関に相談・受診できたか



■相談・受診先 (n=767)



■ 具体的施策 ■

施策名		内容	担当課
健康診査	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査の場において、保護者が自分の育児に対して自信をもって取り組めるよう、支援しています。 身体計測、医師・歯科医師診察、心理相談、言語相談、栄養相談、歯科相談、育児等の相談を実施し、異常の早期発見と育児不安の解消に努めます。 それぞれの健康診査の場に保護者同士がコミュニケーションをとれるような配慮をし、保護者の孤立化を防げる場づくりにも努めます。	健康管理課
	医療機関委託乳児一般健康診査	乳児健康診査受診票(9～11 か月の間に受診できる)を発行します。	健康管理課
母子健康相談事業		保護者が育児で困った時に、いつでも相談できる相談窓口をめざしています。乳幼児健康相談においては、栄養相談、歯科相談、育児相談、発達相談等すべての専門職を配置し、対応しています。	健康管理課
こんにちは赤ちゃん事業		乳児訪問員の訪問において育児の情報提供や相談をしていくとともに、地域との結びつきを深め、地域ぐるみでの子育てをめざします。	健康管理課
予防接種の早期実施の徹底		乳幼児から小・中・高の対象者が100%受けられるよう、未受診者の再通知や健診時の予防接種の勧奨に努めます。	健康管理課
教育	SIDS予防対策	妊娠届出時や4か月児健康診査の場を利用して、リーフレットの配布やポスターの掲示などにより、「仰向け寝の推進」「母乳栄養の推進」「家族の禁煙」等の知識の普及に努め、SIDSの危険性の予防をめざします。	健康管理課
	事故防止方法についての啓発	乳幼児健康診査や育児教室等様々な機会を利用して、パンフレットの配布や模型等により、家庭での事故防止について知識の普及に努めます。	健康管理課
虐待の防止		健康診査未受診者を保健師が家庭訪問し、状況を確認するなどして、虐待の防止に努めます。また、地区組織と連携を図り、虐待の早期発見につなげます。	健康管理課 福祉課
育児支援家庭訪問事業		児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に、過度な負担がかかる前の段階において訪問による支援を実施します。	福祉課

施策名		内容	担当課
相談・指導	すくすく歯っぴい (1歳児歯科相談)	1歳児をもつ保護者に対し個別相談を実施し、歯みがきの動機付けを行うとともに、離乳完了期の食事や育児についての相談も実施します。	健康管理課
	発達相談 言語相談	心理発達相談員、言語聴覚士による個別相談で専門的なアドバイスを得ながら、課題のある幼児の保護者が安心して育児ができるよう努めます。	
	新生児・乳幼児家庭訪問指導	新生児・乳幼児のいる家庭に対し、助産師や保健師等が家庭訪問を実施して子育てに関する様々な悩みや相談事に対応します。	
	保育所(園)・幼稚園巡回歯科保健指導	3、4、5歳児を対象に歯科保健指導を実施します。	
	小学校巡回歯科指導	養護教諭との連携を図り小学生の歯科保健指導の支援に努めます。	

■訪問相談等の実施状況

(単位：件)

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
母子健康手帳交付件数	251	376	329	332	326
妊婦訪問件数	11	5	16	3	3
産婦訪問指導件数	123	122	180	169	186
新生児訪問指導件数	101	103	153	153	176
乳幼児訪問指導件数	-	109	168	136	38

■定期健康診査の受診状況

(単位：人、%)

		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
4か月児健診	対象者数	245	300	291	304	303
	受診者数	239	285	275	283	297
	受診率	97.6	95	94.5	93.1	98.0
1歳6か月児健診 (内科・歯科)	対象者数	252	320	301	274	296
	受診者数	237	297	290	254	291
	受診率	94.0	92.8	96.3	92.7	98.3
3歳児一般健診	対象者数	285	350	320	301	311
	受診者数	253	326	291	276	288
	受診率	88.8	93.1	90.9	91.7	92.6

※平成 16 年の実績は、八日市場市の実績値のみの掲載。野栄町は、4、5ヶ月と6、7ヶ月とで一人につき2回の実施。実受診者 68 人延 111 人

■歯科健康診査の実施状況

(単位：人、%)

		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
2歳児歯科健診	受診者数	194	172	246	260	244
	う歯あり	23	28	36	36	22
	罹患率	11.9	16.3	14.6	13.8	9.0
3歳児歯科健診	受診者数	233	322	248	244	253
	う歯あり	95	116	66	68	77
	罹患率	40.8	36.0	26.6	27.9	30.4

※平成 16 年の実績は、八日市場市の実績値のみ掲載

■ 予防接種の状況

(単位：人、件)

			平成 16 年		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
			八日市場	野栄				
ポリオ	1回		250	146	317	303	306	287
	2回		206		325	288	292	290
三種混合	初回	1回	246	304	306	312	320	298
		2回	237		313	319	307	302
		3回	218		302	319	319	296
	追加		258		286	265	298	301
就学前・麻疹(単抗原)			237	72	314	5	0	0
就学前・風疹(")			228	79	372	21	6	0
就学前・MR I・II期 ^{※1}							590	585
中1・MR III期 ^{※2}								379
高3・MR IV期 ^{※2}								404
日本脳炎	初回	1回	241	304	58	1	4	16
		2回	232		47	2	3	15
	追加		230		56	0	1	5
BCG接種			352	69	295	256	302	303
二種混合			305	83	397	386	388	383

※1 平成 19 年から実施 (MR I 期・II 期)

※2 平成 20 年から実施 (MR III 期・IV 期)

■相談・指導等の指導状況

(単位：上段／回、下段／人)

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
マタニティクラス	開催回数	12	14	12	12	12
	延参加人数	193	134	202	241	199
乳幼児健康相談	開催回数	11	23	12	12	12
	延参加人数	193	375	148	165	251
クッキングママ教室(2歳以上の幼児と母)	開催回数	5	2	5	5	5
	延参加人数	97	56	110	139	119
親子料理教室(幼 長、小学校低学年と親)	開催回数	12	20	15	15	14
	延参加人数	457	806	675	659	668
すくすく歯っぴい(1歳児 歯科相談)	開催回数	6	12	12	12	12
	延参加人数	146	151	185	230	225
歯磨き巡回指導(幼・ 保・小学校)	開催回数	18	23	14	16	16
	延参加人数	1,117	1,262	897	960	877
発達相談(心理発達相 談員による)	開催回数	25	33	35	23	37
	延参加人数	57	106	90	99	110

※平成16年の実績は八日市場市のみ

※プレママ教室は平成18年度からマタニティクラスに名称変更

■交流事業

(単位：上段／回、下段／人)

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
つどいの広場	開催回数				133	144
	延参加人数				2,767	5,356

3. 小児医療の充実

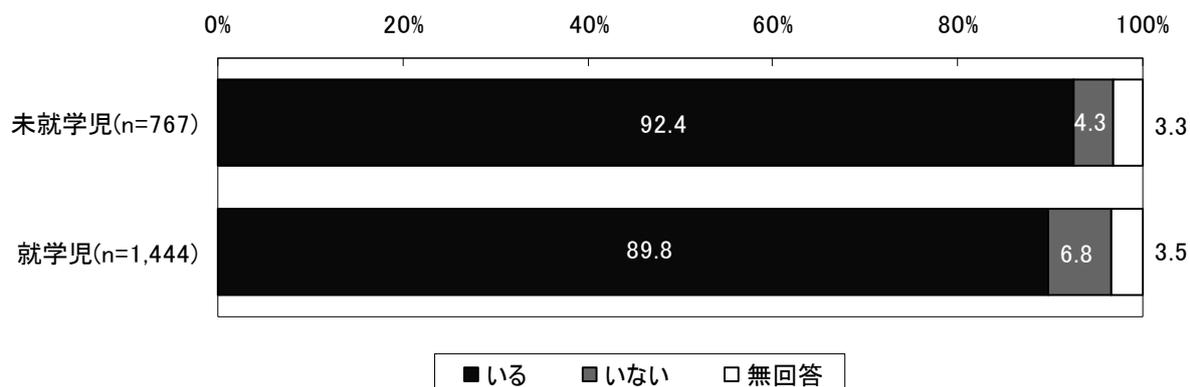
■現状と課題■

全国的に小児科医の不足している状況の中で、核家族化の進行で育児に関する知識が不足し、急病時の小児医療へのニーズが高まり、地域の小児医療体制へ大きな負担となっています。

本市では、地域の中核病院である国保匝瑳市民病院での小児科の診療は休診状態にあり、市内で小児科を受診できる医院や診療所、あるいは近隣の小児科診療を行っている病院で受診をする状態となっており、休日の急な診療については休日在宅当番医制事業で対応しています。

アンケート調査によると、かかりつけ医については、未就学児、就学児共に「いる」が9割近くとなっています。

このことから今後もかかりつけ医の推奨を継続し、地域の小児医療体制を維持する必要があります。



■具体的施策■

施策名	内容	担当課
小児救急医療体制の整備	市内および近隣の小児医療を担う医療機関との連携の強化を促進します。	市民病院
子ども医療費助成事業	未就学児に対し健康保険の自己負担分を助成しており、今後も支援の継続を図るとともに、対象年齢の拡大について検討を進めます。	健康管理課
休日在宅当番医制事業	地域住民の健康と安全を守るため、休日における在宅当番医による急病患者の診療の継続に努めます。	健康管理課

第2節 子どもたちの健康の確保

1. 「食育」の推進

■現状と課題■

全国的に、朝食をとらないなどの食習慣の乱れや、思春期痩せに見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じています。また、大人、子どもに関わらず、ファーストフードやインスタント食品を手軽で簡単に食べられる環境にあることから、食生活の乱れも指摘されています。生涯を通じて、正しい食習慣を身につけるためには、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着および食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図る必要があります。

本市では、わんぱくクッキング、おやこ料理教室等、料理教室を通して食の大切さを理解する場を提供しています。わんぱくクッキングでは、初回以降も参加する保護者も増えるとともに、参加者の中には幼児用の包丁を自分で用意する参加者もあり、食育への意識の向上が見られます。

ヘルスサポーターの養成については、積極的に参加する高校生により、指導する側である保健推進員自身の指導経験の場としても有効となっています。

引き続き食育を通じた正しい食習慣の啓発や、食生活の向上に努めていく必要があります。

■具体的施策■

施策名	内容	担当課
わんぱくクッキング	2歳以上児とその母親を対象に、幼児期の体験を通してよい食習慣を身につけることを目的に、食品にふれ名前を知り、いろいろな食べ物の味を覚えたり、手づくりおやつやバランスのとれた食事について学びながら、母親同士の交流も図ります。	健康管理課
おやこ料理教室	小学校家庭教育学級生親子を対象に、子どもの時から食生活に興味をもち、体験を通して食品や調理について学ぶことにより、望ましい食事のとり方、よい食習慣を身につけることを目的に、保健推進員による栄養・生活リズムについての紙芝居や管理栄養士による講話、調理実習等を行います。	健康管理課
ヘルスサポーターの養成	高校生を対象に、保健推進員と協働し、自分の身体レベルや生活スタイルに基づいた健康づくりを実践し、自己管理できる人を養成します。	健康管理課

2. 思春期の心と身体健康づくり

■現状と課題■

人工妊娠中絶や性感染症罹患率の増大などが全国的な問題となっており、性に関する正しい知識の普及といのちの大切さに重点を置いた教育指導が重要となっています。

本市では、家庭・学校・地域で連携していのちの教育を行うとともに、赤ちゃんとのふれあいを通していのちの大切さを学ぶ機会を提供しています。

今後は、児童・生徒の健康の保持増進を強化し、関係機関と連携しながら効果的な情報提供ネットワークづくりを進め、児童・生徒の心の問題に係る相談体制の充実に取り組んでいくことが重要な課題となっています。

■具体的施策■

施策名	内容	担当課
いのちの教育(性教育)	中学生とその保護者を対象に家庭・学校・地域の連携の下に、様々な教育の場を活用して、いのちの教育を推進し、自他のいのちの大切さについて再認識し、また、性に関する正しい知識の普及を図ります。	学校教育課
赤ちゃんとのふれあい体験事業	少子高齢化で、赤ちゃんとのふれあう機会の少ない高校生に、親の大変さだけでなく、赤ちゃんがいる幸せ感や喜び、そして自分が大切に育てられたことを認識することによって、いのち、家族の大切さを学ぶ機会を促進します。	健康管理課
未成年の喫煙・飲酒の防止	子どもたちの規範意識を高めるため、また未成年の喫煙、飲酒を防止するために、家庭・学校・地域・事業者が協力し、取り組みます。	学校教育課
児童期・思春期における心の問題に係る専門家の確保	学校における教育相談の機能の強化を図り、いじめや不登校等の問題に対応するためにスクールカウンセラーを配置して、相談活動を行っています。携帯電話やインターネットを使ってのいじめなど新たな課題が出てきており、さらに専門家の確保に努めます。	学校教育課

第3節 子どもが健やかに育つための環境づくり

1. 子どもの権利を守るまちづくり

■現状と課題■

子どもの権利とは、子どもがもつ人権であり、子どもに与えられる特別の保護とケアへの配慮を指しています。

子どもも一人の人間であるという観点から、子ども一人ひとりの意見や考えを尊重し、また、自分自身の考えをもてる自立した豊かな人間性を育める環境づくりをめざしていくことが必要です。

また、近年では、学校における子どもの人間関係は複雑化し、いじめや不登校といった問題が誰にでも起こりうる状況となっています。多感な時期の人間関係のこじれは、子どもの健やかな育ちを阻む要因となり、いじめや不登校に陥った子どもたちへの心のケアが重要となっています。

本市では、子どもも重要なまちの一員として捉え、議会事務局・関係各課・中学校の連携の下に、模擬議会を開催し、議会政治の役割などを体験することで、市政への理解を深め、積極的なまちづくりへの参画を促しています。また、児童・生徒および保護者の希望により、「適応支援教室」への不登校児童および生徒を受け入れる支援を行っており、受け入れ希望者は年々増加傾向にあります。

今後も、模擬議会の開催を継続し、市内中学校へ積極的な参加を促すとともに、適応支援教室への受け入れ希望者が増加傾向にあるため、支援員を増員する必要があります。

■具体的施策■

施策名	内容	担当課
模擬議会開催	中学生による模擬議会を開催し、中学校社会科「地方自治と住民」の学習内容を、体験を通して理解するとともに、市議会の果たす役割について、中学生が認識を深める機会として提供します。	学校教育課
適応支援教室	匝瑳市適応支援教室「さわやかルーム」を開設、子どもサポーター（適応支援教室支援員）として非常勤講師を配置し、不登校児童・生徒の一人ひとりの実態に即し、カウンセリングや相談活動などを通して個々の能力の向上をめざすとともに、小集団活動の充実を図り、社会性・協調性を育み学校復帰や社会的自立を支援します。	学校教育課

■模擬議会の開催状況

趣旨・目的	地方自治を理解するとともに、市議会の役割についての認識を深めることを目的として実施しています。
参加者数	市内中学生 59 人

2. 次代を担う人づくり

■現状と課題■

親になる前に小さな子どもとふれあったり、世話をする経験が少ないなど、親になる上での必要な経験が不足していることが子育てへの不安や悩みにつながるケースが増えています。

また、家庭を築き、働き、子どもを生み育てたいと思う地域社会の環境の整備や、中学生・高校生に対する子どもを生み育てることの意義を理解させることが重要となっています。

本市では、保育所（園）での中・高生の乳幼児とのふれあい機会の創出や、行事等を通じた他世代とのふれあいといった地域社会の中での交流の場を設けています。また、そうさ市子ども会育成連絡協議会による次代の人づくりを目的としたジュニアリーダー養成事業を行っています。

今後も、小さな子どもとふれあうことで大人としての自覚や経験を養っていくとともに、ジュニアリーダーの養成を通して次代を担う子どもの育成をめざしていく必要があります。

■具体的施策■

施策名	内容	担当課
意識の啓発	家庭や学校教育の中で、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行います。	学校教育課
乳幼児とふれあう機会の創出	保育所(園)と学校の連携により、総合学習の時間や夏休み等を利用して、中・高生が乳幼児とふれあう機会を創出し、継続した活動になるよう努めます。 保育所(園)でのふれあいの機会を促進します。	福祉課 学校教育課
子ども体験活動支援センター	小・中学生を対象とした社会体験活動、ボランティア活動の場を開拓し、情報提供や個別相談、アドバイスを行います。	学校教育課
他世代とのふれあいの機会の創出	地域住民が参加する行事等を通して、児童・生徒と他世代との交流を深めます。 また、青少年を主体に地区・学校および、PTA等が連携し、児童・生徒と他世代との交流を深めます。	学校教育課
中・高生による企画事業の創出	中・高生によるイベントの企画運営を通し、子どもの自主性を育みます。	学校教育課
職業体験機会の充実	在学中から職業意識を啓発するため、学校と市内の企業等の協力・連携の下に、中・高生の職業体験の機会を設けます。	学校教育課

施策名	内容	担当課
学習機会の拡充	小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。	市立公民館
遊び場・居場所の確保	公民館、図書館、コミュニティセンター、学校の余裕教室等既存施設の有効利用や校庭・園庭の開放、児童遊園の遊具器具等の安全・点検管理を図り、子どもの遊び場・居場所の確保に努めます。	生涯学習課 都市整備課
指導者の確保・養成	地域住民(PTA・婦人会・老人クラブ等)の協力を得て、スポーツ活動等の指導者の確保に努めるとともに、子どもの遊び支援やボランティア活動の指導者の確保・育成に努めます。	生涯学習課
子ども会活動支援	ジュニアリーダーの育成や、行事等の充実を図るとともに、行事の実施にあたり、そうさ市子ども会育成連絡協議会が中心となって企画を進められるよう支援し、活動の充実・発展を促進します。	生涯学習課

■児童・青少年団体の活動の状況

(単位：団体、人)

		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	
各種 団体	子ども会	団体数	54	54	53	53	48
		会員数	3,294	2,962	3,064	2,853	2,606
	スポーツ少年団	団体数	16	16	17	17	16
		会員数	329	305	395	405	357
	ボーイスカウト	団体数	1	1	1	1	1
		会員数	24	35	43	42	56
	ガールスカウト	団体数	1	1	1	1	1
		会員数	25	21	18	28	34
	PTA	団体数	24	17	17	17	17
		会員数	6,008	3,186	3,091	3,052	3,014

■職業体験学習の実施状況

(単位：人)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
匝瑳市立八日市場第一中学校	138	126	113	115	127
匝瑳市立八日市場第二中学校	178	180	173	162	170
匝瑳市立野栄中学校	86	103	97	99	89
体験学習先	飲食店、動物病院、運送業、図書館、介護事業、ドラッグストア、菓子店、菓子製造販売業、農業、ガス販売店、農業用品小売店、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等				

■そうさ市子ども会育成連絡協議会の活動状況

構成員の人数等 (平成 21 年 4 月 1 日現在)	児童・生徒:約 1,800 人 育成者:約 800 人	
活動の内容(行事)	5月	そうさ市子ども会育成連絡協議会
	6月	ジュニアリーダー講習会参加
	7月	安全対策講習会参加
	8月	親子レクリエーション
	9月	わんぱくドッジボール大会ルール講習会
	10月	ドッジボール大会
	11月	房総子どもカルタ講習会
	12月	県子ども会ジュニアリーダー研修会
	1月	子ども会活動掲示(壁新聞)
	2月	親子レクリエーション
以上の他、48 団体(単位団体)で独自の子ども会活動を実施		

3. 生きる力を育む環境の整備

■現状と課題■

次代の担い手である子どもの生きる力の育成と学力の向上に向けた学校の教育環境の整備を図ることが重要となっています。

本市では、確かな学力の向上のために、幼稚園や保育所（園）と小学校が連携し、幼児教育の充実を図ることに加えて、各学校の授業研究での指導・助言を通し学習活動の改善などを計画的に行っています。

また、スポーツ教室の開催や子ども週末活動等支援事業、八匠少年少女発明クラブといった学校外での教育活動も積極的に推進し、年々参加者が増加しています。

今後も、個性あふれる子どもの育成に力を注ぎ、幼稚園や保育所（園）、小学校だけでなく、地域の協力を得ながら子どもの生きる力を育んでいく必要があります。

■ 具体的施策 ■

施策名	内容	担当課
幼児教育の充実	幼児教育の充実に向けて、幼児教育の情報提供、幼稚園の教育活動および教育環境の充実、幼稚園や保育所(園)と小学校との連携を推進します。	学校教育課 福祉課
障害児の幼児教育の充実	満3歳以上の障害児で、幼稚園で行う集団活動が可能な幼児については、幼稚園において受け入れを行い、幼児教育の充実を図ります。	学校教育課
学力の向上	知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力などまで含めた確かな学力の向上に向けた取り組みを進めます。	学校教育課
スポーツ教室の開催	健やかな身体の育成に向けて、子どもが生涯にわたってスポーツに親しむ習慣、意欲および能力を育成するための取り組みを推進します。	生涯学習課
子ども週末活動等支援事業	週末等における子どもの活動支援や地域の教育力を活性化する取り組みを推進します。 親子自然観察会や子ども会の各種行事を通して、子どもたちは他校や異学年の仲間たちとのコミュニケーションを図ったり、大人たちも行事運営の協力などを通して親同士の親睦が図られ、地域で子どもを育てることの大切さを実感できてきています。さらに、親子を対象とした行事を充実させることにより、地域の教育力の向上をめざします。	生涯学習課
八咫少年少女発明クラブ	前期の経験を基礎にさらに活動計画を進めていくことで、ものづくりの喜びや人間関係を深めていくことを援助します。また、他地域への出品などを通して意欲を高め、積極的に活動します。	生涯学習課
信頼される学校づくり	信頼される学校づくりに向けて、地域および家庭と学校との連携・協力の取り組み、地域に根ざした特色ある学校づくり、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価する仕組み、安全な学校施設の整備を推進します。	学校教育課

■子ども週末活動等支援事業

趣旨・目的	子どもを中心として地域の新たな教育的課題に対応し、地域全体で子どもを育てる環境の充実を目的としています。 完全学校週5日制の実施に伴い、週末等を利用して子どもの活動支援や地域の教育力活性化に向けた取り組みを推進しています。
活動の内容	
体験活動	社会教育施設等を活用し、地域の自然環境にふれる様々な体験活動を通し、子どもたちの心を豊かに育む場を提供しています。
子ども映画会・人形劇	市民ふれあいセンターにおいて子ども映画会を開催し、子どもたちに人気の高い映画を厳選して提供しています。

■スポーツ教室の実施状況(平成 21 年度)

施策名	対象	会場等	延べ参加人数 (人)
卓球	幼児～一般	八日市場ドーム	441
弓道	～一般	匠瑤市立八日市場第一中学校弓道場	175
ラグビー	5歳～小学生	野手浜総合グラウンド	832
ゴルフ	小学生～高校生	松山ゴルフクラブ	37
ジュニアサッカー	小学生	匠瑤市立八日市場小学校	144
ジュニア柔道	小学生・中学生	匠瑤市立八日市場第二中学校武道館	36

平成 21 年度 11 月 30 日現在

■体験活動の実施状況(平成 21 年度)

施策名	対象	会場等	参加人数(人)
自然観察会	親子～一般	市内里山・他・鴨川市(仁左衛門島)	75
人形劇・映画会	幼児～一般	市民ふれあいセンター	710
凧づくり教室	親子	八日市場ドーム	15

平成 21 年度 12 月 12 日現在

4. 家庭や地域の教育力の向上

■現状と課題■

子育てが強いストレスとなることで児童虐待や育児不安・育児放棄が発生しやすくなっています。また、少年犯罪の増加や地域社会のつながりの希薄化が進行し、全国的に「家庭や地域の教育力」が低下しているといわれ、家庭・地域でそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体の教育力向上をめざすことが必要となっています。

本市では、子どもの情報誌の配布により自然体験や社会体験の情報を提供する必要があります。また、地域の教育資源の開放として、学校施設を広く市民に開放したり、総合学習での豊かな知識や経験をもつ地域住民を積極的に登用していく必要があります。

■具体的施策■

施策名		内容	担当課
情報・相談	子ども情報誌の配布	子どもたちにとって、良質の自然体験や社会体験に関する情報をこれまで以上に提供し、一人でも多くの子どもたちに感動や実感できるよう事業を継続します。また、本市の良さについても積極的に取り上げ、郷土愛を育みます。	生涯学習課
	青少年相談員	より複雑さを増す青少年を取り巻く社会環境の浄化を図るため、相談員活動を通じて青少年の非行・いじめ等の諸問題に取り組みます。	生涯学習課
	地域の教育資源の開放	地域住民の体験活動の場として、今後も学校施設の開放を行います。	学校教育課
	地域人材の教育現場への活用	総合学習で、地域住民の豊かな知識や技術にふれあうことができるよう今後も地域の人材の登用を行います。	学校教育課
メディアの影響についての学習会の開催		テレビが幼児に与える影響や、携帯電話やインターネットが中高生に与える影響などを研究するための学習会等の開催を検討します。	生涯学習課

■家庭教育学級の活動状況

趣旨・目的	両親等が家庭で子どもの教育を行う上で必要な心構え、留意点などを学習する機会を提供することを目的として開設されるもので、現在幼稚園、各小・中学校を単位として18学級開設しているほか、各学校で児童・生徒の親が独自に開設しています。講演会や料理教室等活発な活動が展開しています。
活動の内容	合同開閉級式、親子研修、親子料理教室、奉仕作業、親子体験学習、子育て学習会
対象	幼稚園児、小学校児童、中学校生徒の保護者
講座数	年間6～8講座

■青少年相談員の活動状況

趣旨・目的	次世代を担う青少年が社会性や幅広い視野を身に付け、心身共に健やかに成長できるように、スポーツ活動や各種行事等の青少年健全育成活動を推進しています。
主催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・少年の日地域のつどい大会(夏:ミニバス 冬:ドッジボール) ・市民オリエンテーリング大会 ・通学合宿(フロンティア学寮) ・小学生ギネス大会 ・青少年健全育成活動事業等
相談員数	市内各地区に配置され、計74名の青少年相談員が活動しています。

第4章 目標事業量

第1節 目標事業量

1. 特定12項目の目標事業量

国の行動計画策定の指針に基づき、各子育て支援サービスの後期計画の期間（平成22年度～平成26年度）において達成すべき目標数値を設定し、取り組みます。

■特定12項目

事業名	単位	平成21年度見込み	平成26年度(目標値)
通常保育事業	人	858	770
特定保育事業	か所	0	0
延長保育事業	か所	1	1
夜間保育事業	か所	0	1
トワイライトステイ事業	か所	0	0
休日保育事業	か所	0	0
病児・病後児保育事業	か所	0	1
放課後児童健全育成事業	か所	8	12
地域子育て支援拠点事業	か所	2	3
一時預かり事業	か所	8	8
ショートステイ事業	か所	0	0
ファミリーサポートセンター事業	か所	0	0

2. 特定 12 項目について

施策名	実施内容
通常保育事業	保護者が就労または疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認めるとき、保護者に代わり保育所(園)での保育を実施。
特定保育事業	おおむね、3歳未満の児童を対象に、月当たり 64 時間以上、家庭での保育が困難な場合、保育所(園)等において保育を実施。
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行う事業(国標準の通常開所時間 11 時間を超え 30 分以上の保育を行うもの)。
夜間保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所(園)において夜間に保育を実施。おおむね 22 時まで開所。
トワイライトステイ事業	保護者が就労その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急性がある場合において、市町村長が適当と認めた時に、当該児童につき保育所(園)での保育を実施。
休日保育事業	日曜・祝日等の休日の保育ニーズに対応するため、保育(所)園において休日に保育を実施。
病児・病後児保育事業	疾病にかかっているおおむね 10 歳未満の児童(回復の過程にあるもの)であって、その保護者の就労その他の理由により家庭において保育されることに支障をきたす場合、保育所(所)その他の施設、病院または診療所において保育を実施。
放課後児童健全育成事業	保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に授業の終了した放課後の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い児童の健全な育成を図る。
地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子への支援や交流促進を目的とする。地域内での交流を通して、低下傾向にある地域の子育て機能の充実や、親の抱える子育てへの不安感や孤立感を軽減し、子どもの健全な育成を図る事業。
一時預かり事業	保護者の冠婚葬祭・就労や疾病、出産、ボランティア活動がある時、あるいは友達とリフレッシュなどの理由により、家庭保育が困難となった場合に、一時的に保育所において児童の保育を実施。
ショートステイ事業	週1～3日程度の非定型な保育や、保護者の冠婚葬祭・仕事等の理由や疾病、出産等短期間での臨時・緊急的な保育を実施。

施策名	実施内容
ファミリーサポートセンター事業	<p>育児援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、相互援助を行う仕組み。保育所(園)への送り迎え、保育所(園)開所時間前後の保育、病後児保育等に利用されることが多い。設立・運営は地方自治体。会員希望者はファミリーサポートセンターに申し込み、保育希望者は講習会に参加して承認を受ける。原則として保育者の自宅で保育してもらえらる。</p>

第5章 行動計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、国や県等の関係機関との連携を図るとともに、市民、事業主、各種団体の協力が不可欠です。そのため、広く本計画の周知を図り、行政と市民がそれぞれの役割を担いながら、一体となって施策が展開されることが必要です。

また、本計画を実現するためには、関連する施策の横断的な展開が必要であり、庁内各課はもとより、関連機関との相互協力が求められます。

さらに、本計画を効果的に推進していくために、今後、計画の進捗状況の評価並びに見直しなどについて、検討する必要があります。

第1節 計画の普及・啓発

本市が次世代育成支援施策を推進するよりどころとなる本計画の趣旨や理念、めざすべき方向などに対する理解を深められるよう、市民や関連機関等に計画の普及・啓発を推進します。

第2節 関係団体・関係機関の連携

子どもを育てる人が住みなれた地域で安心して生活をするためには、すべてのサービスが有機的に連携し、必要とするサービスが適切に提供されることが求められます。また、本市において、子どもたちが自信と誇りをもって健やかに育つためには、「父母その他の保護者の子育てについての第一義的責任」はもとより、家庭、学校、地域社会、行政関係機関の連携、地域の温かいまなざしが必要です。

家庭、医療機関、保健福祉機関、教育機関等の密接な連携の下、保育サービスの充実、総合的な医療・相談・指導体制の強化を図ることにより、みんなで子育てを支えるまちづくりをめざします。

第3節 地域社会の役割

1. 家庭の役割

男女の役割分担に対する意識を変え、父親が積極的に育児参加することが必要です。また、子どもが社会に適応していくため、最も近い人間関係の場である家庭において、子どもに基本的倫理観や社会的マナーなどの社会性、自制心や自立心を身につける機会を与えることも重要です。

2. 地域の役割

子どもの社会性を育てるため、世代間交流や積極的に地域の催しに参加したりする機会を増やしていくことが必要です。また、危険からの見守りなど、地域全体で子育て・子育ちを支援していく意識の醸成が重要です。

3. 学校の役割

子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」を育む学校教育を推進する必要があります。また、魅力ある学校づくりを進めるため、学校に市民が参加しやすい環境を整備することが重要です。

4. 行政の役割

ニーズに適した事業の取り組みを検討・推進していくことが必要です。子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる環境を推進していくために、関係者間の緊密な連携・協働が重要です。

5. 企業の役割

女性の労働力が不可欠である今日、男女が共に仕事と子育てを両立することができるような雇用環境をつくっていくことは、企業にとっての重要な役割です。

育児休業制度の充実、勤務時間の短縮、子育てに対する職場の意識改革といった支援が必要です。また、交通機関や店舗等の企業活動には、小さな子どもを連れていても、安心して利用できるような配慮が必要です。

第4節 計画の策定後の点検・推進体制

基本理念に基づく基本目標を達成し、子育て・子育ちを総合的に支えるために、本計画の進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

資料編

1. 匝瑳市次世代育成支援行動計画策定検討委員会規則

(設置)

第1条 市は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づく匝瑳市次世代育成支援後期行動計画の策定に当たり、市民等の意見を聴取するため、匝瑳市次世代育成支援行動計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生委員及び児童委員
- (2) 子育て活動を行う地域活動団体関係者
- (3) 保健福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 商工関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

2. 匝瑳市次世代育成支援行動計画策定検討委員名簿

氏 名	所 属	選 出 区 分
山崎 好美	民生児童委員代表	民生・児童委員
山崎 弘子	主任児童委員代表	
若林 幸恵	子育てサークル代表	子育て活動を行う地域団体関係者
林 幸子	NPO法人代表	
橋場 永尚	匝瑳医師会代表	保健・福祉関係者
椎名 千代美 ○	私立保育園代表	
伊東 秀子 ◎	八日市場地区更生保護女性会	
伊東 節子	野栄地区更生保護女性会	
佐々木 文子	市立保育所代表	
齋藤 光雄	匝瑳市校長会代表	教育関係者
鈴木 敏江	社会教育指導員	
鈴木 栄美	市立幼稚園代表	
土屋 耕一	子供会育成連絡会代表	
森 祐一郎	P T A連絡協議会代表	
越川 八代枝	市内事業所	商工関係者
加藤 有紀子	幼稚園利用者	その他
石流 幸子	保育所利用者	
吉岡 恵	放課後児童クラブ利用者	

(◎：会長、○副会長、敬称略、順不同)

3. 策定経過

平成 21 年 1 月 13 日 ～ 2 月 23 日	匝瑳市次世代育成支援に関するアンケート調査の実施	
11 月 17 日	第 1 回匝瑳市次世代育成支援行動計画策定検討委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・匝瑳市次世代育成支援行動計画（後期計画）の概要について ・匝瑳市次世代育成支援行動計画（後期計画）アンケート調査の結果報告について
12 月 24 日	子育て支援対策委員会開催	・匝瑳市次世代育成支援行動計画（後期計画）の素案の審議
平成 22 年 1 月 13 日	第 2 回匝瑳市次世代育成支援行動計画策定検討委員会開催	・匝瑳市次世代育成支援行動計画（後期計画）素案について
3 月 15 日～3 月 23 日	パブリックコメントの実施	ホームページ上にて掲載
3 月 8 日	子育て支援対策委員会開催	・匝瑳市次世代育成支援行動計画（後期計画）の素案の審議

4. 用語説明

あ 行	
一時預かり事業	保護者の疾病、冠婚葬祭、育児疲れ等により、一時的に保育が必要となった児童を保育所等で預かる事業。
延長保育事業	保護者の就労時間の長時間化等に対応するため、通常の保育時間を超えて早朝や夕方に保育を実施すること。
か 行	
学習障害（LD）	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。
学校評議員制度	地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるものとして学校評議員制度が導入され、平成12年4月から実施されている。
休日保育事業	保護者が日曜日や祝日等の休日の勤務などで保育に欠ける児童に対して保育を実施すること。
高機能自閉症	他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。
合計特殊出生率	15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの平均子ども数。人口を維持するためには、2.08前後（人口置換水準）が必要とされている。
子育て支援短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病、出産、仕事、育児疲れなどにより家庭における養育が一時的に困難となった児童、および夫等の暴力により緊急一時的に保護を必要とする母子等を児童福祉施設等において短期間（原則7日以内）養護・保護すること。
子どもの権利に関する条約	基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。日本は1994年4月22日に批准した。
子ども110番の家	犯罪被害に遭い、又は遭いそうになって助けを求めた子どもを保護し、警察への通報等を行うボランティア活動。

さ 行	
次世代育成支援対策推進法	平成15年7月に国会で可決・成立した平成27年までの時限立法。国、地方公共団体、事業主および国民の責務を明らかにするとともに、地方公共団体および事業主は、国が策定する行動計画策定指針に即して、行動計画を策定することとしている。
児童手当	児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としている。
児童福祉法	次代を担うすべての児童の健全な育成と福祉の積極的増進を目的とした総合的基本法。平成15年の改正により、地域における子育て支援事業が児童福祉法に位置づけられるとともに、すべての家庭に対する子育て支援が市町村の責務として明確に位置づけられた。
児童扶養手当	父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。
た 行	
地域子育て支援拠点事業（ひろば型・センター型・児童館型）	常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る「広場型」、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施する「センター型」、民営の児童館内で一定時間、つどいの広場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取り組みを実施する「児童館型」からなる事業。
地域子育て支援センター	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする拠点。
注意欠陥・多動性障害（ADHD）	注意を集中・持続することが難しく、多動性や衝動性の行動が現れる状態。全児童の2～5%ほどに見られる。
通常保育事業	保育所は、仕事や病気等のために家庭内の保育ができない場合に限り、保護者に代わって保育することを目的とした施設であり、通常保育とは、通常の開所時間内に保育を実施すること。
特定保育事業	保護者がパート労働、定期的な看護や介護のために週2～3日または午前か午後のみなど（月64時間以上）、児童を保育できず、かつ同居の親族等も保育ができないと認められる家庭の児童に対して保育を実施すること。

特別支援学校	障害のある児童等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした日本の学校。
特別支援教育	平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなった。
特別児童扶養手当	家庭で介護されている障害のある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して支給される手当。
トワイライトステイ事業	保護者が仕事や通院等により帰宅が遅くなり、家庭における養育が困難となった場合に、児童を夜間(17時～22時)に児童福祉施設等で預かり生活指導や食事の提供等を行うこと。
な 行	
認可保育所	児童福祉法に基づき園庭や教室の面積、給食施設の面積などを設定を満たした保育所は、認可保育所として登録できる。認可保育所は、施設整備に対して一定の公的補助があり、低所得者に配慮して保護者の支払う保育料は年収比率で設定(公立も私立も同額)されている。
認定こども園	保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。
は 行	
バリアフリー	建物や交通機関、住宅等を高齢者や障害者、子ども等すべての人が利用しやすくなるよう、妨げとなる障壁(バリア)となるものを取り除く(フリー)こと。
病児・病後児保育事業	病気治療中やその回復期にあり、保育所等での集団生活が困難な児童または保護者の都合で看病が困難な児童を預かる事業。
ファミリーサポートセンター事業	市町村が設立・運営する育児の相互援助活動を行う会員組織です。援助を受けたい人と援助を提供できる人がファミリーサポートセンターに会員登録し、その間をファミリーサポートセンターが調整し、援助を提供する会員の自宅で児童を預る事業。
保育士	保育所、乳児院、児童養護施設等の児童福祉施設において、児童の保育に従事する職員のこと。保育士の資格は、厚生労働大臣が指定する養成校・施設を卒業した人、もしくは都道府県が実施する保育士試験に合格した人に与えられる。
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して、適切な遊びと生活の場を与えてその健全育成を図る事業。

保健師	保健師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた人のこと。家庭訪問や健康相談室等を中心とする地域保健事業や地区の保健管理、医療機関における保健指導などを行う。
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う無給の民間奉仕者。児童委員は、児童の生活環境の改善、保健、福祉等、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。
や 行	
夜間保育事業	夜間、保護者の就労等により児童の面倒をみられない場合に、保育所において夜間に保育する事業。
幼保一元化	幼稚園と保育所の施設や運営を一元化することで財政的に効率的な経営を行おうとすること。
わ 行	
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

匝瑳市次世代育成支援行動計画(後期計画)

発行■平成 22 年3月

編集■匝瑳市福祉課

〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ 793 番地2

電話 0479-73-0096

FAX 0479-72-1116